

第5回定例会

令和3年9月15日開会

令和3年9月17日閉会

小清水町議会会議録

小清水町議会

令和3年第5回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和3年9月15日（水曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 発議第 3号 小清水町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 第 5 意見案第 5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）の提出について
- 第 6 意見案第 6号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）の提出について
- 第 7 意見案第 7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）の提出について
- 第 8 一般質問
- 第 9 報告第 4号 小清水町一般会計継続費精算報告書について
- 第10 承認第 4号 専決処分した事件の承認について（令和3年度小清水町一般会計補正予算（第2号））
- 第11 議案第43号 小清水町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例制定について
- 第12 議案第44号 小清水町情報公開条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第45号 小清水町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第46号 令和3年度小清水町一般会計補正予算（第3号）について
- 第15 議案第47号 令和3年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第16 議案第48号 小清水町過疎地域持続的発展市町村計画について
- 第17 議案第49号 緑地区小水力発電施設の維持管理の事務委託に関する協議について
- 第18 議案第50号 スクールバス交換事業に係る契約の締結について
- 第19 同意第 2号 副町長の任命について
- 第20 同意第 3号 教育委員会委員の任命について
- 第21 認定第 1号 令和2年度小清水町各会計歳入歳出決算認定について
- 第22 認定第 2号 令和2年度小清水町各事業会計決算認定について

○出席議員（10名）

1番	梶間善高君	2番	鬼塚茂君
3番	瓜田新一君	4番	森浩君
5番	高橋隆文君	6番	工藤孝一君
7番	佐藤智君	8番	更科浩司君
9番	木戸寛治君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	細川正彦君
出納室長	荒木和正君
企画財政課長	石丸寛之君
町民生活課長	牧野尚樹君
保健福祉課長	斉藤高広君
産業課長	畔木雅之君
建設課長	西川豊人君
子育て支援課長	佐藤大吉君
生涯学習課長	組野麻記君
選挙管理委員会事務局長	細川正彦君
農業委員会事務局長	畔木雅之君
監査委員事務局長	村上信二君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	村上信二君
書記	谷綾乃君

◎開会の宣告

- 議長（坂田秀昭君）ただいまから、令和3年第5回町議会定例会を開会いたします。
(開会 午前9時30分)

◎開議の宣告

- 議長（坂田秀昭君）直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、
5番 高橋隆文議員 6番 工藤孝一議員
を指名いたします。

◎会期の決定について

- 議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。
森浩議会運営委員長。
○議会運営委員長（森浩君）4番。議会運営委員会の審査報告をいたします。
令和3年第5回町議会定例会を開催するに当たり、去る8月26日、9月13日及び本日、議会運営委員会を開催し、今日開催する定例会の会期、運営等について協議をいたしました。
本定例会で付議された提出議案等は、配付されております議事日程のとおりであります。
なお、一般質問については、6名12件の通告があります。
また、今会期中に決算審査特別委員会の開催も予定されております。
以上、提出議案内容等を慎重に審査し、判断いたしまして、本定例会の会期は、本日9月15日から同月17日の3日間とすることが適当であると判断いたしました。
以上、議会運営委員会の審査報告といたします。
○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期3日間であります。
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

- 議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。
よって、会期を本日から9月17日までの3日間と決定いたします。

◎議長諸報告について

- 議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を村上事務局長から報告させます。
○事務局長（村上信二君）諸般の報告をいたします。
本日の会議出席議員数は10名でございます。
本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。
6月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。
監査委員からの例月出納検査報告書を受領したので、その写しを配付しております。また、財政健全化判断比率について、町長から監査委員の意見書をつけて報告がありましたので、その写しを配付しております。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

- 議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。
併せて、日程第3、行政報告について報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。
久保町長。

○町長（久保弘志君）おはようございます。本日は、令和3年第5回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には何かと御多用の中、全員の御応召を賜りまして、ここに定例会が開会できますこと、厚くお礼申し上げます。

本定例町議会の開会に当たりまして、初めに、私の町政運営に臨む基本的な考え方と取り組む施策の一端を申し述べ、議員の皆様をはじめ、広く町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、去る8月の任期満了による小清水町長選挙におきまして、多くの町民の皆様をはじめ、各方面からの温かい御支援と御厚情を頂き、町政への信頼と期待を担う重大任務を引き続き担わせていただくことになりました。

本町の山積する行政課題に対し、町民の皆様が町政に寄せる期待は大きいものと肌で感じ、改めて果たす使命と責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いであります。

2期目に当たっては、しっかりと地に足をつけ、生まれ育った郷土の誇りを胸に「町民が幸せを感じ、笑顔で安心して暮らせるまちづくり」、そして、「未来へとつづくまち」を目指し、1つ目には、住民福祉の向上と心の豊かさを実現するため、地域医療の確保、子育て・高齢者支援を重要施策として取り組む「福祉でまちづくり」を推進すること。2つ目には、「住み続けられるまち・住みたいまち」づくりを推進すること。3つ目には、地域住民同士が互いに支え合う「地域の絆」を再生し、地域コミュニティの活性化を図ること。4つ目には、町民とともにふるさと小清水の産業と自然を守り、地球に優しい行政運営を行うこと。5つ目には、行財政改革の推進など町財政の健全性を維持しつつ、誠実で公正・公平な町政を行うことを基本に据え、これまで以上に努力を重ね、様々な御意見に耳を傾け、今後4年間の町政運営に全力を尽くす決意であります。

ここで、小清水町が少子高齢化・人口減少社会に対応していくため、継続または充実させていく施策の一端を述べさせていただきます。

今も、世界的に未曾有の新型コロナウイルス感染症との闘いは続いております。まずは、新型コロナウイルス感染症への対応を最優先とし、引き続き、感染防止対策の徹底とワクチン接種の推奨、感染症の影響が懸念される事業者への支援など、必要な施策を講じてまいります。

次に、基幹産業の振興を図るため、農業の振興では、本町の強みである循環型農業を維持すること、担い手の育成と確保を目指すこと、そして、災害に強い基盤整備と鳥獣被害防止対策を推進してまいります。

商工観光の振興では、商店街は町の顔でありますことから、空き店舗などを活用した新たな起業を促進します。また、農業・商工業・観光業連携による地域の魅力発信とエコツーリズムの促進により、地域経済の活性化を図ってまいります。

次に、福祉でまちづくりを推進するため、何よりも町民の皆さんが適切な医療サービスを受けられよう、医療体制の整備・充実と強化を図るための支援を行い、必ず小清水赤十字病院を守ります。また、地域住民同士が互いに支え合う「地域の絆」を再生し、地域コミュニティの活性化を図るなど、安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

次に、安心して暮らすための社会資本基盤の質の向上を図るため、公共施設等総合管理計画に基づき、上下水道については計画的な更新、町営住宅については適切な維持管理による居住水準の向上、道路・橋梁については、生活・産業道路の整備と老朽化している橋梁の計画的な更新を図るとともに、移住・定住促進対策では、家賃助成などの実施によりまして人口減少社会に対応してまいります。

次に、教育の充実を図るため、子供の視点で学校教育環境を整え、ふるさと小清水への愛を育む教育を推進します。また、まちづくりは人づくりの観点から、生涯教育の充実に努めてまいります。

そして、町財政の健全性を維持しつつ、各種施策を実現してまいります。

ただいま申し上げた事項が、引き続き取り組んでいく基本的な政策となりますが、2期目に当たっては、次に申し上げる4つの項目について重点的に取り組んでまいります。

まず1点目は、町立保育所の老朽化と多様な保育ニーズにお応えするため、幼児教育・保育の充実として「幼保連携型認定こども園の開園」を目指すこと。

2点目は、商工会様、農協様としっかりと連携の下、「防災拠点型複合庁舎」と「農業担い手育成拠点施設」の確実な事業推進を行うこと。

3点目は、交通弱者の日常生活を支える地域の安全な足、身近な足となる「公共交通ネットワークの形成」を図ること。

4点目は、地域医療の確保、福祉・高齢者支援施策のさらなる充実に取り組むこととさせていただきます。

以上、私の2期目に当たっての所信と施策の一端を述べさせていただきました。その内容によりましては、直ちに実施できるもの、実施に当たり時間をかけて検討を要するものなど様々ではございますが、いずれも「未来へとつづくまち」には、欠かせない施策であると確信をしております。

このコロナ禍の中、地方行政を取り巻く情勢は厳しさが増すばかりです。

私は、町民の皆様の御意見を尊重し、皆様の期待に沿うよう献身努力をいたす所存でございます。職員とともに汗を流し、果敢に町政運営に取り組んでまいりますので、町議会議員の皆様をはじめ関係各所の皆様、そして何よりも町民の皆様の深い御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、本定例会に御提案いたします案件でございますが、報告案件は、一般会計における継続費の精算報告1件、承認案件は、専決処分した事件の承認1件でございます。

議案でございますが、条例関係では、新過疎法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の新規制定1件に、改正では、情報公開条例及び個人情報保護条例の一部改正2件、補正予算は、令和3年度一般会計及び介護保険特別会計補正予算2件のほか、過疎地域持続的発展市町村計画の策定、緑地区小水力発電施設の維持管理事務委託の協議、スクールバス交換事業に係る契約の締結でございます。

そのほか、同意案件では、副町長の選任並びに教育委員会委員の任命2件、認定案件として、令和2年度各会計決算認定及び各事業会計決算認定2件、以上14件を御提案することとしております。

各案件につきまして、よろしく御審議の上、原案に御協賛くださいますようお願いを申し上げまして、定例町議会開会に当たっての挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

なお、私の補足説明はごく簡単に行いますので、御了承願います。

別途お配りしております行政報告書3ページ左側下段、新型コロナウイルスワクチンの接種事業でございます。

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、小清水赤十字病院の全面的な御協力を頂いて、5月6日から7月28日までの期間において、65歳以上の高齢者の優先接種を小清水赤十字病院内において個別接種を実施してまいりました。

64歳以下の一般の方に対する接種につきましては、ワクチンの確保に見込みが立ち、12歳以上の方を対象として、さらに加速化を図るため集団接種により、8月一月間で実施したところであります。

実施結果でございますが、1回目の接種は8月2日から9日に実施いたしまして、町外の方も含め1,645人、2回目は8月23日から30日に実施いたしまして1,618人が接種を受けられました。

優先接種により接種を終えていた高齢者等を含めて、8月末時点における1回目の接種を終えた方は、対象者人口の86.4%に当たる3,632人、2回目まで終えた方は85.0%に当たる3,576人となりました。

多くの町民の皆さんが、ワクチンの効果に期待と理解を示され、接種を受けていただくことができましたが、接種を希望しながらも様々な事情で期間内に接種ができなかった方もおられると思います。そのような方々に接種の機会を確保できるよう、引き続き、小清水赤十字病院の御協力を頂き対応をしてまいります。

次に、3ページの右側上段、農作物作況調査であります。別紙、農作物生育状況調査報告書をお配りしておりますので、御覧ください。

まず、総体的な状況でございますが、本年は播種時期の低温と日照不足のため、例年より若干遅い生育状況で推移しており、さらに、6月以降の記録的な少雨と7月からの高温により干ばつ状態となり、全体的に作物の生育が心配されてきたところであります。既に収穫を終えました秋まき小麦、春まき小麦の粗原収量は、「きたほなみ」が反当たり14.2俵、「春よ恋」は10.0俵といずれも平年を上回る結果となっております。

収穫の秋本番を迎える中、網走農業改良普及センター清里支所より、9月1日現在における農作物生育

状況調査報告書が公表されましたので、その内容について補足説明いたします。

現在、収穫作業が行われておりますバレイショは、平年並みの生育でございますが、JAこしみずの坪堀調査によりますと、収量、ライマン価ともに平年をやや下回る結果となっております。

てん菜でございますが、干ばつにより生育の遅れが心配されておりましたが、8月の降雨により根部の肥大が確認されており、平年並みの収量が見込まれております。

大豆でございますが、干ばつの影響により生育は5日早く、タマネギにつきましても、高温・干ばつの影響により例年よりやや小ぶりな状態で、平年より5日早く収穫が始まっております。

飼料作物のトウモロコシも、高温・干ばつにより例年よりかなり背丈が低い状態で登熟が進んでおり、8日早い生育となっております。

牧草の収穫は3日早い生育となっておりますが、他の作物と同様に高温・干ばつの影響を大きく受けており、収量の減少が心配されております。

以上、作況調査では、全体的に高温・干ばつの影響により生育が早まっている状況となっている旨、行政報告をさせていただきますが、9月12日深夜の降ひょうにより、山沿いを中心とした多くの圃場で被災されているとの報告を受けております。被害の状況については現在調査中であり、今後の収穫に当たり、被災した農産物がどの程度まで回復できるのか心配ではありますが、今後の天候に恵まれ、町内全ての農業者の皆様が豊穰の秋を迎えられるとともに、農作業事故もなく、無事に本年の農作業が終えることを願っているところでございます。

以上で、行政報告を終わります。

◎発議第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、発議第3号、小清水町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

提出者、森浩議員の説明を求めます。

4番、森浩議員。

○4番（森浩君）4番。ただいま上程されました発議第3号、小清水町議会会議規則の一部を改正する規則制定について御説明申し上げます。

別途、お配りしております新旧対照表を御覧願います。

この改正は、標準町村議会会議規則の一部改正に伴い、これと整合性を図るため所要の改正を行うものです。

改正内容につきましては、第2条で、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から出産に係る産前産後の欠席期間を規定するものです。

また、第89条第1項では、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものです。

施行期日につきましては、令和3年10月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

発議第3号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、発議第3号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第5号

○議長(坂田秀昭君) 日程第5、意見案第5号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)の提出についてを議題といたします。

提出者、工藤孝一議員の説明を求めます。

6番、工藤孝一議員。

○6番(工藤孝一君) 6番。ただいま上程されました意見案第5号について説明いたします。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)。

例年、議会として取り上げていますので、主文は省略し、要請項目のみ読み上げいたします。

記

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な再生林の推進に必要な森林整備事業予算や防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、ICT等の活用による林業イノベーションの推進、生産流通体制の強化、都市の木造化などによる道産木材の販路拡大、森林づくりを担う人材の育成などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

御協賛くださいますようお願いいたします。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

意見案第5号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、意見案第5号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第6号

○議長(坂田秀昭君) 日程第6、意見案第6号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書(案)の提出についてを議題といたします。

提出者、工藤孝一議員の説明を求めます。

6番、工藤孝一議員。

○6番(工藤孝一君) 6番。ただいま上程されました意見案第6号について説明いたします。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書(案)でございます。

この意見書案についても、例年、議会として取り上げている内容ですので、主文は省略し、要請項目のみ読み上げて提案したいと思います。

記

1、国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。

2、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を計画的に進めるために必要な予算・財源を確

保すること。

3、新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築などによるリダンダンシーの確保や道路の防災対策などによる耐災害性の強化を推進するほか、重要物流道路のさらなる指定を図ること。

4、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の振興に向けた道路交通環境の整備など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

5、泊原発所周辺の道路は、複合災害発生時における避難道路としての機能も有していることから、こうした道路の事業について、国の負担割合を引き上げるとともに、早急な整備と適切な管理を図るために必要な予算を別枠で確保すること。

6、維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、水道、公営住宅など公共施設の長寿命化について、全ての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

7、冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

8、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

何とぞ、御協賛くださいますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第6号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第6号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第7号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、意見案第7号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、高橋隆文議員の説明を求めます。

5番、高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君）5番。ただいま上程されました意見案第7号について御説明いたします。

この意見書案につきましては、昨年も意見書として提出してございますので、内容をかいつまんで説明いたしますので、御了承頂きたいと思っております。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）でございます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、経済的、社会的影響を及ぼし不安が続いている。

地方財政は、来年度においても、財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、感染症対策はもとより、社会保障等への対応に迫られ、財源の充実が不可欠である。

国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記の事項を確実に実現されるよう

強く要望する。

記

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、令和3年度地方財政計画の水準を下回らない同水準を確保するとされているが、社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、重要な基幹税であり、見直しは断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、国庫補助金等に対応すべきものであり、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を、令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に財源分配すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。

御審議を頂き、御賛同頂きますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第7号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第7号、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時15分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

◎一般質問

○議長（坂田秀昭君）日程第8、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質問、答弁ともに簡潔明瞭に努められますようお願い申し上げます。

初めに、2番、鬼塚茂議員。

○2番（鬼塚茂君）2番。冒頭、9月12日の深夜降った霜により、農作物等に被害に遭われた農民の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

また、久保町長の2期目のスタートということで、町民のために、また力強いリーダーシップを発揮していただきたいと思っております。

それでは、さきに通告してありますとおり、私から2件お伺いしたいと思います。

1点目は、鳥獣被害対策についてであります。

鳥獣被害が年々増加し、鹿被害を中心とした鳥獣被害は深刻な状況になっております。鹿柵もあります

が、それ以上に、農家個々の自己防衛も限界が来ています。こうした被害を減らすために抜本的な対策が必要と考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

本町における野生鳥獣による農産物被害につきましては、議員の御指摘のとおり増加の一途をたどっております。昨年度の被害額集計では総額約8,500万円との報告を受けており、そのうちエゾシカによるものが約7,400万円と算出されております。

猟友会小清水支部によるエゾシカ有害鳥獣駆除頭数も、令和元年度76頭、令和2年度114頭と増加傾向にあり、本年度につきましても第1四半期で既に44頭の駆除実績の報告を頂いております。

これらの状況から、町政執行2期目に当たっての公約にも掲げておりますとおり、鳥獣被害防止対策の推進が必要であることから、現在、本町で取り組んでおります猟友会による駆除、鹿侵入防止柵の適切な管理、生産者自ら電牧や爆音器などを設置して行う自己防衛の3つの取組に加え、新たに、本年度より実施しているエゾシカ生息状況調査で得られたデータを活用した下牧後の町有牧野を活用した大規模捕獲を計画するとともに、電牧設置などの生産者が自ら取り組むエゾシカ対策に対しては、個々の生産者の負担も増加していることから、何かしらの支援が必要であり、JAこしみずと支援策について現在協議を進めているところでございます。

協議が整い、支援事業の詳細が決まりましたら、昨年度より開催しております、町、JA、猟友会小清水支部、鹿侵入防止柵設置協議会、森林管理署の5者で構成される鳥獣被害防止対策関係機関団体との情報交換会にて、御意見を頂いた上で、新年度予算にそれぞれ反映していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）2番、鬼塚茂議員。

○2番（鬼塚茂君）2番。エゾシカによる農業被害は、全国的に減少はしているというものの、道東の我が町小清水は増加していると。

で、鹿害を中心とした鳥獣被害が年々増加し、農家への被害は深刻になっているということは、再三申し上げておりますが、先日、町内の被害圃場を視察されたという町長の感想を、まず率直にお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）ちょっといつかはっきりと覚えてはいませんか、JAさんと高橋道議も一緒に来ていただいて、実際に被害圃場を視察させていただきました。

本当にひどい、あそこまでジャガイモがっていうのが、それまではビート等については、結構、私も見ていたことがあるんですが、鹿の被害に加えまして熊の被害も見たところでありまして、これはなかなか、本当に全道的に減っていると言いつつも、議員おっしゃるとおり、オホーツク、特に斜網地域については増えているというのが、各市町の首長さんもおっしゃられているところですので、本当にそこを目の当たりにしまして、しっかり取組をしなきゃいけないというのが、私の感想でございました。

○議長（坂田秀昭君）2番、鬼塚茂議員。

○2番（鬼塚茂君）2番。被害が集中する地域では、自己防衛する生産者が多く、農産物の直接的被害で、補植や電牧柵の労働負担や資材購入の費用の負担増などと、様々な負担が生産者に重くのしかかっているという現状もあります。

本年度増加している熊の出没についても、近隣市町村では、農作業中に襲われけがをしたという報告をされるなど、一歩間違えれば人命に関わる事例が起こっております。

また、森林管理署による入林規制が厳しく、狩猟活動がなかなか思うようには制限されているということと、エゾシカ駆除を依頼する人も、狩猟に対する理解と協力が必要ではないかと。猟友会の構成の中でも、いつでもフリーに狩猟できる人はいないということでございます。

先ほど町長が、5団体の協力要請の中で今後の対応策を随時話し合いながら、前に進めていくとおっしゃ

やっておられましたが、こうした被害を減らすために抜本的な対策は、やっぱり生育頭数を継続的に減らしていくことに尽きるのではないかと思います。

また、目的達成には、生体数調査をしっかりと行った上で、わなや猟友会の活動への支援体制などが考えられますが、この件に関してもっと詳しく中身を説明、言い残すところが、言い忘れてるところも含めましてあれば、ちょっと御説明願いたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）今回、公約にも鳥獣被害防止対策の推進をするということ、あえて載せさせていただいたところでございます。

それだけ被害は増大の傾向だというのは間違いないことでありますので、そこはしっかりしないといけないというふうに思っておりますし、また以前は、比較的鹿の被害、熊の被害があるところ限定されてまして、比較的その方たちのお声は届いていましたが、農業全体としてはなかなか届いてこなかったというところでございますが、ここはかなり広がってきていることから、農業者の認識も大きく変わったんだろうというふうに思っています。

J Aさんともお話をしていますが、農協さん全体としての取組、農業者全体の取組という中で、町としてもそこはしっかり支援をしていきたいというふうに考えてございまして、当面、先ほど申し上げた基本的な鹿柵を維持していただくかというのは当然でありますけれども、やはり柵を全部囲うというのも限度がありますので、そこは自衛策とこらも含めて、農家さん、それぞれそれやられてますけれども、そこについては、J Aさんと今現在協議をしておりますけれども、農家さんの負担も頂きながら、J Aさんともそこに支援をしていくというのがまず1点、今検討しているところでございます。

また、やはり鹿の被害については、熊もそうではありますが、広域的な取組が欠かせません。

うちだけで多く捕っても、仮に捕れたとしても、鹿は移動します。

ですので、捕獲については斜網地域でやらなきゃいけないと思っておりますし、先ほど議員からもありましたが、国有林の関係、ここは森林管理署の管轄になりますが、やはり国の御協力も頂いて大規模な捕獲とかをしていかないと、もう本当に限界であるというふうに思っておりますので、そこについては国もそうありますが、北海道に対しても先般要請をしてきておりまして、近隣市町、特に遠紋のほうというか、どちらかという斜網のほうでありますけれども、そういう認識は同じでありますので、近隣市町と連携を図りながらしっかり取り組んでいきたいというふうに考えてございます。ただし、若干、その大規模捕獲等々については、手続の関係等々時間はかかるというのはあるかもしれませんが、そこはしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解を頂きたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）2番、鬼塚茂議員。

○2番（鬼塚茂君）先ほど、町長から率直な御意見を頂いた現地視察の件につきましてもそうですし、頭数削減については意欲を持たれている。その部分については大いに私はこれから期待できるのではないかなと思って、頭数削減が実現できるまでは、自己防衛せざるを得ない町民、農民の皆様がいるということも前提として考えて、こうしたことを対策として実施している農家の皆様方への支援対策も忘れないで、時間がかかることですので、今やっすぐ結果が出るという部分ではないので、そこら辺は今後、そういう方向でも目を向けていただいて、対応していただけるように進めていただきたいなというふうに思って、この件の質問を終わります。

それでは、引き続き2件目の質問です。

新規就農支援事業についてであります。我が国の基幹産業である農業振興も町長の公約に上げられておりますが、少子高齢化により農家戸数も減少しておりますが、そんな中でも親の姿を見て農業を目指す若者たちも数多くいます。農家の息子だったり、お婿さんだったり様々ですが、将来を見据えて力強く小清水町農業の新規就農として頑張っております。

そこで、新規に小清水に入植する人だけに限定しての新規就農支援ということ、この事業について、なぜ今なのか、また、未来の小清水町農業をどのようにお考えなのか町長にお伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）はい、お答えいたします。

新規就農者支援事業につきましては、後ほどに御提案申し上げる補正予算に計上をさせていただいたところでございますが、小清水町で新たに自立して営農を開始される方に対して支援を行うものでございます。

なぜ、今なのかとの質問でございますが、新規就農希望者はそれぞれの市町村の生活環境や新規就農者への援助・支援制度を模索されてから、就農希望地を選ぶという声を聞いております。既に居住環境や農作業機械の整備をされた親元就農とは異なり、独立して新規で就農する場合には、何かと見えない費用がかかるものと思われれます。この支援事業は移住・定住施策としても、本町を選択する判断材料としてプラスに働くものと考えており、昨年3月に策定いたしました第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、新規就農者支援を掲げておりますことから、本町での就農に魅力を感じていただき、その糸口となるよう5か年の施策として今回御提案させていただくものでございます。

一方、新規就農の中でも親元への就農であったり、農業法人への就農による雇用型就農であったりと、多様な形態もありますが、既に営農する経営体に対しましては、国・道の補助や支援により経営基盤が整っていることから、今回提案しております新規就農支援制度の対象からは除いてございます。

また、農家戸数の減少と労働力不足にもしっかりと対応しなくてはなりませんので、現在建設中の農業振興拠点施設で展開される農業研修や農作業請負事業などの推進も重要なものと考えております。これら担い手対策につきましては、最終的に様々な就農形態へとつながるものと考えられますので、必要な支援対策につきましては関係機関と協議をし、検討をしてまいりたいと考えてございます。

今後の国際情勢にもよりますが、国の推進する食料自給率向上の要となる北海道の中において、本町農業の生産力は重要な位置を占めるものと考えております。今後も安心・安全な農畜産物を生産するあらゆる基盤が将来にわたって維持できますよう、関係機関の御協力を頂きながら農業施策を展開していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）2番、鬼塚茂議員。

○2番（鬼塚茂君）2番。小清水町の若者も肥沃な大地と広大な土地を守ろうと、日々農業に励んでおります。現状、小清水は耕作放棄地はなく、面積の拡大に意欲を持つ若者がまた経営者が多いこと、規模拡大により経営が安定して強い経営基盤の確保ということと生産向上が得られること、その中でどこにどういう土地が新規就農に提供できるのか、その点についてもお伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）本町の畑の状況については、先ほど議員からもあったように、耕作放棄地もありません。その畑についても、これは国の制度、農地法等によって守られておりますので、誰かが勝手に売ったり買ったりできるものでもありません。ですので、新規就農者、特に町外といたしますか、町内でもいいんですが、新規就農する方についての畑がどこにあるかという、それは現実的はないと思っております。

ただし、いろんな形で就農の在り方があると思えますし、例えばいろんなケースがあると思えますけれども、その就農のチャンスっていうのは全くないことはないと思っております。ですので、これは、鶏が先か卵が先かの議論になってしまうと思えますけれども、やはり、私、町長就任以来、なぜ本町にそういう制度がないんだろうっていうのは、実はずっと思っていました。産業課も担当していたことがありますけれども、その理由は何かといいますと、おっしゃられるとおり、そういう畑地がないっていうことです。農地がないということです。

ですので、その制度は要らないんだというようなことのご理解だったというふうに思っておりますが、ただ、こういう状況はまだ本町においては、拡大意欲が旺盛でありますので余った農地はありません。ありませんが、やはりこの制度はつくっておきたいというのが私、常々思っております、そのような形でJAさんとも協議を続けてきたところでございます。

その中でまず第一歩としては、このような制度になりますけれども、親元就農、当然大事なことであり

ます。その中で農業者を守っていく、農業戸数を減らさないようにしていく。大事なことであります。ですので、まずはこの制度をつくらせていただいて、今後の在り方については、JAさんと協議をしながらやっつけていこうということで、お話ししてきておりますので、今、直ちにこの制度が、来年以降も新規就農者がいるのかと言われると、そう簡単なものではないと思っております。ですが、間口についてはぜひ、つくらせていただいて、小清水農業のPRも含めてやっていきたい。

それは1回目の回答でも申し上げましたが、移住・定住対策としても小清水町農業の魅力はありますので、そのような形で若者が小清水町農業に憧れて移住されるようなことになってくれればよいなと思っておりますし、そのような中で立派に農業もやられて、農協の組合員にもなりというようなことが出てくれば、さらに農家戸数としても維持されるのではないかというふうな思いを持っておりますので、御理解を頂ければと思っております。

○議長（坂田秀昭君）2番、鬼塚茂議員。

○2番（鬼塚茂君）新規で営農を目指すという入植者に対しては、前向きで大変いいことだと思いますが、少子高齢化の中でありますが、地道に農業を目指す当地の若者もいまして、GPSを取り入れたり、農業を实践して効率化を図るなど、積極的な投資規模拡大へも意欲を増して、1戸当たりの経営面積が今はだんだんと増えている現状ではあります。

時として、脱サラをして小清水町に帰り農業を目指す若者もいます。これは民営経営基盤の安定があるからこそ、社会人経験を持つ地元出身者の地域の活性化に広がり、経験の差も仲間が支えて地域の輪が広がっていくと、新規就農者の農業の担い手として親子関係者や経営体の従業員など、適用外とは私からしてみればちょっと考えにくいのかなど。農業の担い手として、農業人口の維持のために確実な就農となる親元就農、そして経営体の従業員を優先して対応していくべきと考えますが、再度御意見を伺いたしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）先ほども申し上げましたけれども、親元就農等々については経営基盤がしっかりしているという部分でございます。そこに、今、町費単独でさらにとということかというふうに思いますけれども、そこはそこでいろんな制度が国なり道の制度があります。これは、私、今回御提案させていただいている制度については、それらをやめてこっちをやるということではないわけですよ。新たな施策としてやりたいということです。

ですので、必要があればそういう親元就農等々も含めて、町もこういうことやったらいいんじゃないかということがあるのであれば、そこは農協さんとの協議になりますけれども、そこは必要であればやる考えは持っていますので、御議論頂きたいと思っておりますけれども、まず先ほども申し上げましたとおり、そういう間口をまずはつくらせていただきたいって考え方でございますので、これは新たな施策、移住・定住どちらかというとその施策になると思います。そういう中で御理解頂ければありがたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（坂田秀昭君）2番、鬼塚茂議員。

○2番（鬼塚茂君）2番。小清水町の農業は大規模経営が収益となっております。地域との協調の中で助け合いながら生産を高めて地域に根差して小清水町で暮らしていく方法だと思います。新規就農も小清水にとっては効果的な方法。もっと時間をかけて検討していただければと思います。小清水に意欲あつて営農される方にとっては、大変すばらしい機会かなと思いますが、やはり地元の農業者のこともやはり並行して考えていただきたいということを申し添えまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（坂田秀昭君）これにて、鬼塚茂議員の質問は終了いたします。

続いて、8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）8番。まず質問の前に、先ほどもありました12日降ひょう被害によりまして視察させていただきましたが、同じ農業者として心が痛む景色を見てまいりました。まずもって心よりお見舞い申し上げます。

また、町長におかれましては2期目当選おめでとうでございます。また健康に気をつけられ、リーダーシ

ップを取っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、質問、まず、3点上げたいと思いますが、1点目。

トレセンの暖房についてですが、冬期間のトレーニングセンター利用者から、室内の温度が低く寒いという声が多く聞かれています。室内が低い中で運動はけがにつながる心配もあることから、暖房設備の改善について考えをお伺いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

加藤教育長。

○教育長（加藤友幸君）私からお答えをいたします。

農業者トレーニングセンターは、昭和57年に建設し今年で39年が経過しますが、経年劣化による建物の損耗や機能低下に対する復旧につきましては、安全性を最優先し、必要に応じた部分的な改修等を行い、施設の維持管理に努めているところでございます。

議員御質問の暖房設備については、平成24年に機械設備の更新を行い、その後も部品の交換等、必要な修繕を行っておりますが、温度が上がりづらいという事象を改善するため現在、熱交換器の交換及び洗浄工事を行っているところでございます。

コロナ禍においては、感染予防のための定期的な換気が必要ですので、特に冬場の利用は温度管理が難しい面もありますが、今後も利用者の安全に配慮しながら、適切な施設管理に努めてまいりますので、御理解を頂きたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）数年前、パネル温水用のパネル工事やったりしていたと記憶しているんですが、根本的に暖房の室内を暖める方法がちょっと変えた方がいいんじゃないかという話も出ているんですが、何かそういう考えはございませんか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

加藤教育長。

○教育長（加藤友幸君）トレーニングセンターはスポーツ施設でございますので、特に冬季について最初に使い始めていうのは、なかなか温度が暖まりにくいという部分がまずあるわけですが、競技者が運動を開始すると暑いという部分は当然ありますけれども、その体を動かさない指導者ですとか観覧者にとっては、やはり冬季は寒いというふうに感じるんだろうと思います。それは温度だとか、個人差によって、冬季は特に上着を着用するとか、そういった部分でそれぞれ感じ方はまず違うんだろうという部分はございます。

議員今おっしゃった、根本的な内部のパネルの関係ですが、今回先ほど申し上げた熱交換器とそれから洗浄によって、それでも温度は上がりにくいということであれば、内部のパネル工事だとかという部分をしていかなければならないかなというふうには思っております。現在、業者においてその辺も含めて調査中でございますので、必要に応じて今後対応してまいりたいと思いますので、御理解を頂きたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）小清水に来てあそこは寒いからって、もう諦めている他の町村の人がいることが間違いないので、その辺もやっば改善していただければと願っております。

続きまして、次の質問に入りたいと思います。

パワーハラスメント等に係る対策ですが、最近、ほかの自治体においてもハラスメントに関わる問題が生じていますが、本町役場内でのパワーハラスメント等に対する調査、チェック体制についてお伺いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

御質問にありますパワハラと言われるパワーハラスメントは、同じ職場で働く者に対し、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えた

り職場環境を悪化させる行為とされております。このほか、ハラスメントにはセクシャルハラスメント、マタニティーハラスメントなど様々な種類がありますが、職員の相談窓口となる総務課には、これまでハラスメントに関する相談や通報を受けた事例はございません。

パワハラは、組織で業務執行を行う際に、自分の能力と同等のことを相手に要求してしまうような言葉が、結果的にパワハラになっていることに気づかないこともあると考えますが、怒ると叱るの違いをはき違えて指導するのではなく、常に愛情を持っての対応やその後のフォローの大切さを職員が強く認識する必要があり、倫理の欠如は他者の人権や人格を十分に尊重しないことにもつながり、そのことがハラスメントの要因となる可能性がありますので、徹底した防止を図るとともに、職員同士がお互いに人格を尊重し、信頼し合うことで良好な職場環境の維持・向上に取り組むことが基本であると考えております。

ハラスメントは職員の人権、働く権限を侵害し、職員の能力発揮を妨げるばかりではなく、職場環境を悪化させ業務の円滑な遂行を阻害することにもつながりますので、相手の尊厳を傷つける重要な問題とならないように、例年実施しております職員のメンタルヘルスチェックの分析により、職員の心の健康状態に対する目配りや人事評価制度による個人面談を通じ、管理職と課内職員が共通目標を共有するコミュニケーションを図り、また、職場全体でハラスメントを発生させないよう研修会を実施するなど、職員同士がお互いに相談しやすく、働きやすい職場環境を構築させていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君） 8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君） 8番。個人的な話ですが、自分も後継者を迎え一緒に仕事をして、言葉遣い、怒りを抑えたり、いろいろことは今の現代、10年、20年前とは違う環境になっているのかなと自分でも肌で感じています。今の答弁で、役場内で、そういった確認組織はないのか再度確認したいんですけど、お願いします。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） 確認組織というものは現在ございません。

○議長（坂田秀昭君） 8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君） 調査などを見ているのは誰なのか、ちょっと分からないんですけども、確認組織等をつくる考えもないのか、再度お願いします。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） 先ほどの答弁の中で、メンタルヘルスチェック等々、これ業者さんに委託をしながらやっているわけですが、かなりの分析結果が出てきています。ある程度その数字を見れば、この方は仕事にちょっと疲れているんだとか、そういう部分まで見て取れるような分析になっていますので、そこを今、現在は総務課のほうで把握をしながら、所管の課長職等々と連携を取りながらそれに対応しているということでございます。先ほど申し上げましたが、パワハラと言われるものは職場にはないというふうに思っておりますが、これはいつどこで、隠れている場合もありますので、そこはしっかり、今、定例的に月1回課長等会議を開催しておりますが、常に信頼関係を築くようにというようなことで、それぞれ職員にお話をし、それぞれ課内会議等をやっていると思いますので、そういうようなことを徹底しながら、ハラスメントがない職場にしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、現状においては、そういう組織については設置する考えを持っておりません。

ただし、今後必要な場合については、やはり、そういう組織立てをしてしっかりやらなきゃいけないときも来るかもしれませんけれども、現状としてはそういう組織を立ち上げなくても、今の組織の中でやっていけるんじゃないかというふうに判断しております。

○議長（坂田秀昭君） 8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君） 8番。移住・定住を考える町になってきているので、住民だけじゃなく、小清水の役場に就職したいなという思いができるような情報を発信していただければ、小清水町民としてもうれしいと思います。

続きまして、最後の質問ですが、新型コロナ感染者の対応についてお伺いしたいと思います。

新型コロナ感染者が役場などで発生した場合の対応は、前回質問させていただきました。町内で発生した感染症も拡大することなく無事終息したようですが、今後も感染者が発生する可能性があると思います。感染した親が自宅療養となった場合、濃厚接触者となった子供のお世話や、家庭内で感染拡大させないためにはどのような対応をお考えなのかお伺いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

新型コロナウイルスのワクチン接種率は85%を超えたところでありますが、感染を完全に抑える状況にはありません。新たな変異株に置き換わって以降、家庭内感染が大きく増加している状況にもあるようで、一つ屋根の下で生活する以上、動線を分けたり最大限に気を配って生活したとしても、家庭内感染を完全に防ぐことは容易なことではないと考えております。

御質問のようなケースへの対応でございますが、以前にも申し上げましたとおり、感染者の情報は、基本的に保健所から市町村に対して報告義務はなく、個人情報保護からも詳しい情報は届きません。特に濃厚接触者を把握することは困難でありますので、現状では、保健所によって濃厚接触者を含む自宅療養者の健康観察や生活支援、状況によっては、宿泊療養施設のあっせんや手配などが行われているのが実態であります。

網走保健所の対応では、親の感染で子供が濃厚接触者となったケースの場合、基本的には、子供を配偶者や親族等に預け、親には入院してもらうよう対応しておりますが、感染を預け先に広げたくないという思いや、御自分が子供の世話をしなければならないという責任感から、親の選択で入院を避けるケースが多いと伺っております。

ただし、自宅療養中に病状が悪化して入院あるいは宿泊療養となる場合には、改めて親族などへの子の預け先を検討してもらうこととなりますが、預け先がなければ、子供も一緒に入院等が可能な施設の手配が行われる対応であると確認をしております。いずれにしましても、個人情報共有できない現行においては、基本的には保健所が直接対応する状況に変わりはありませんので、御理解をお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）8番。保健所対応っていうのもとても理解しております。いろいろな方々の流れを見ると、どうしても町とかは管轄外といえば管轄外なのかなと思っておりますが、独り親や親族が近くにいない場合、小清水町での対応というのは何かお考えなのか、最後にお伺いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

保健所さんのほうからの報告義務はないので、どちらかというと今までの例を見ても町民の皆様のほうが情報が早いというのが残念ながら現状でございます。

ただし、情報は少なからず入ってきますので、そこで町の対応としては、まずは保健所さんの対応を注視しつつ、連携すべきことはしっかりやるということでございます。本町については今のところ3名の感染者でありますけれども、近隣市町の感染者が多いところについては、やはり保健所さんと一緒になってPCR検査を実施したりとか、ドライブスルーの検査をしたりだとか、あと濃厚接触者の関係であるとか、先ほど議員がおっしゃられた子供の関係であるとかですね。独り親の方もそうだと思いますけれども、そういう対応は保健所さんと町のほうでしっかり連携してやられているということでございますので、具体的な例は申し上げられませんが、小清水町の考え方としても、保健所さんの指導に基づいて、そこはしっかりと町民の皆様が困らないように、しっかり回復に向かうような形で連携をしていきたいと思っておりますので、御理解頂ければと思っております。

○議長（坂田秀昭君）これにて、更科浩司議員の質問は終了いたします。

続いて、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）6番。さきに通告してございます3点について質問させていただきます。

1点目であります。

国営畑地帯総合土地改良パイロット事業の成果と今後についてであります。

本町農業の生産性向上に多大な成果を上げた国営畑総事業ではありますが、今後について2点質問いたします。

1つ目、農業水利施設の増設について、本年6月、7月は過去に経験したことがない干ばつ・高温となり、青果物には品質と収量の低下が見られます。

取出し給水栓等のかんがい設備の増設について、水利権のない農業者を含めて意向調査を実施するべきと思いますが、所見を伺います。

併せて2点目に、農地造成かつ区画整理に係る排水対策についてです。

集中豪雨や融雪時期の降雨により、農地のり面、取付道路の決壊が各地区で発生しております。排水対策を地域協議で進めることが求められますが、所見をお伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

1点目の給水栓等の増設についてでございますが、議員がおっしゃるとおり、水利権のない農業者は、多目的給水栓をはじめ水利施設の使用はできません。これは、供用開始前に生産者に必要か必要でないかを聞いた上で、必要な生産者は、応分の御負担を頂き国より水利権を得たものでありますので、途中から水利権を分けることは困難であると思われま。

当初のダム設計では、1市4町の給水範囲内の耕作地を対象に貯水能力等を検討したとも聞いておりますが、最終的に末端までの管路や流量は、受益地の面積で計算され設計されております。また、それら受益面積等を基に1市4町の負担金額も計算されていることから、そもそも途中参入は認められないものと解しております。

ただし、設置されてからかなりの年数も経過しており、当時と営農者も代わっていたり、気象環境も変化していることから、国土交通省網走開発建設部を通じて、今後の水利権の取得や譲与の考え方について、見直しを検討されるよう要請はしております。

このようなことから、現在水利権を新たに取得することは難しい状態で意向調査をすることは、あらぬ期待をかけかねないことにもなりますので、実施する考えはございませんが、水利施設の将来を見据え、1市4町において協議してまいりたいと考えております。

2つ目の排水対策についてでございますが、被害の多くは低地で発生しておりますが、水の流末処理問題は低地側のみではなく、地域全体の問題であると考えております。表面水を吸収可能な沈砂池等を高地側の圃場に設置し、自己圃場内で雨水や融雪水を処理できれば、低地の被害は最小限にとどめることが可能であると考えられます。

現在町で活用しております地図情報システムでは、立体座標や過去の被害地の実態を落とし込み、集中豪雨などによる流水被害が、時間の経過によりどのように変化していくのかをシミュレーションできるプログラム開発を検討しております。今後このシステムにより、町内全域において情報活用が可能となりました際には、被害を最小限に抑えられるような具体的な排水対策やその必要性について、可視化できるものを考えておりますので、それらデータを基に地域協議等で御説明できる機会を設けたいと考えております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）農業水利施設の増設については、農業者、水利権のない農業者も含めての意向調査は実施するつもりはないという御答弁でありましたが、現在、水利権を持っている農地はたしか8千ヘクタール前後だと思えますけれども、水利権のある面積で、その水利権を持っている方たちの中でも、1栓から3栓の給水栓を設置していますが、1栓の町道を挟んで反対側にもう1個給水栓を増やしたいとか、そういう今年の気象を鑑みてそういう希望をする方は小清水はもちろんのこと、近隣町村もそういうふうな思いを持っている農業者は結構いると思います。そういう意味で今後関係機関とも協議を進めて、

水利権者である国に対して、どういう積上げをすることができるのか、進めるべきではないかと思ます。

2番目の情報システム、排水対策として新たな情報システムを構築して、そのデータをもって地域で協議を進めたいということですが、畑総事業では1千ヘクタールを超える事業を農地造成と区画併せてやったわけですが、それとは別に道営事業も含めて多くの農地が造成されている中で、国営事業では当初は整地畑に農地造成の畑に二、三年は、造成した土壌が落ち着くまでの二、三年の間のための沈砂池というのは設置した経過があるというふうに聞いています。永続的な沈砂池というのは、当初から設置するという図面上、構造には設計図にはなかったわけでありまして。そういった意味でぜひ合意形成をしていただきたいと思ます。水利増設の問題も排水対策も地域の合意形成が極めて大事であると思ますので、そのことを改めて指摘して次の質問に移らせていただきます。

2点目でありまして、増えるエゾシカ減るハンター対策についてであります。

さきに質問された鬼塚議員の項目と重複しますことをお許し頂きたいと思ます。

北海道では東部地域を中心にエゾシカが爆発的に増え、1990年代から年間数十億円の農林業被害や交通事故が発生し、社会問題となっています。

これを受けて北海道は2012年3月エゾシカ捕獲管理計画を策定し、フィードバック管理手法による科学的管理を開始しました。しかし、有害駆除はいまだに目標水準には達していません。

本町の農作物被害額は7,400万を超えています。生産者が自ら行う電牧柵・金網ネット柵資材への助成措置と、抜本的対策として狩猟や囲い込みわなによって個体数管理を行い、狩猟技術を蓄積し、初心者ハンターの育成を行うことを目的に、猟区管理協会を設立すべきと思ますが、所見を伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えします。

鳥獣被害防止対策につきましては、先ほどの御質問でもお答えしたとおり、これまで実施している対策に加えまして、大規模捕獲の計画や生産者の負担軽減につながる対策を検討してございます。また、御質問にある初心者ハンターの育成につきましては、既に猟友会小清水支部に対して、射撃場使用料を助成し、射撃技術の向上を図るなど、交付金事業によってハンター育成を猟友会に担っていただいております。

本町内で確認されているエゾシカは、冬期間は弟子屈町側で生息し、春の融雪期に河川や積雪により越えやすくなったシカ侵入防止柵を抜けて町内へと移動し、また積雪期の餌がなくなる12月上旬頃には弟子屈町側に移動する生活をしていると考えられております。

議員が言われる、エゾシカを地域資源として位置づけ、地域内猟区で個体数管理、狩猟技術の蓄積、ハンターの育成などを行う猟区管理組合につきましては、エゾシカの移動実態が近隣の多くの圏域をまたぐ広範囲な生息域であり、入林制限を受ける国有林を多く含むことから、地域内のみでの猟区において実践することは困難であると考えられますので、設立は考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）6番。冒頭に鬼塚議員との質疑の中で5者協議で支援についても協議を重ねていくということで、この助成の問題が1点あると思うんですが、そして2点目には、今、町長がこの管理協会、猟区協会については行う考えはないという御答弁がありました。この2点について再質問させていただきます。

1点目の助成措置の問題では、生産者の行う電牧柵や金網柵のそのほかに3つ取り組んでいただくべきことがあるんじゃないかという提案したいと思うんですが、1点目には見回り作業の軽減、くくりわなは見回りがつきまといます。見回り作業軽減のためのICTくくりわなを使用した捕獲通報システムの導入に予算を回してほしいということでありまして。

2つ目に猟銃を使わない、銃を使わない捕獲した後の鹿を仕留めることなんですが、猟銃を使わない電気止めさし機の利用ですが、電気止めさし機を適切に使用した場合は、20ないし30ワットで数秒の通電により絶命が可能となります。その場合、肉質への影響はほとんどなく、安全性から見ても暴れる時間がほとんどなく、見た目も苦しい様子が見られることがありません。狩猟従事者の精神面の負担軽減につ

ながることになっています。

そして、3つ目の措置の提案ですが、ハンター育成費の問題です。ハンター資格を取る法律で定められた法定費用に、村によっては10万円を限度として助成している村もあります。こういった生産者自ら行う電牧柵等のほかに、こういったくくりわなの2つの取組、あとハンター育成の資格取得、この点についても、ぜひ見解を伺いたいと思います。

併せて、猟区管理協会ですが、猟区を管理している町村は、オホーツクでは西興部と、管内ではそこしかなのですが。それと、空知方面の管理している占冠村、国有林に囲まれているのは占冠村であります。そこでは、野生鳥獣専門員を役場に配置しています。鳥獣の調査・研究、地域での合意形成に努めて、特に猟区管理の問題では、時間をかけて議論して、役場だけでなく、腰を据えて被害状況等を町民に広く認識してもらう努力が大事です。

林業従事者との信頼関係、これは、いろいろ入林する場合のトラブルになると思うんですが、こういった林業従事者との信頼関係を築くことにも努力しているというふうにおっしゃっていました。ハードルが、この小清水にとっては高いというより、喫緊の課題と捉えるべきではないでしょうかというふうに言っておられました。

この問題は、非常に管理に手間がかかるが、長い目で見て取り組む方向で考えるべきではないだろうか、と、再度、見解をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

助成、支援の関係でありますけれども、最初の質問のときにもお答えいたしました。農家さんの受益者負担は伴うと思いますけれども、農協さんと町と残りについては、例えば折半するなり、そのような形で極力負担を減らしたいというふうに考えていますので、それについては、令和4年度からできれば予算措置をしていきたいというふうに考えてございますので、継続的に、そこは関係者と協議をしていきます。

先ほどありましたICTのわなの関係であるとか電気止めさし機等々、ハンターの育成費等々ありますけれども、まずは猟友会さんのほうと、そこについてはいろいろと協議をしていきたいと思っております。

で、その育成費等々も以前猟友会の代表の方ともお話しした経過ございますが、猟友会さん、猟友「会」となっていますけど、基本的には皆さん、自己防衛でそれぞれハンターやられているんですね。自分の畑を守るために。俺らはそうなんだぞと。基本的にはそうなんですということです。ただし、やはり全体的な管理もお願いするという部分で、猟友会という形を担っていただいていますけれども、やはり猟友会さんの御意見は貴重なものでありますので、今、議員から頂いた3つの御提案がありますけれども、それらも——これ決してお金の問題ではないと思っています。お金がかかるからというふうには私は決して思っておりません。実際に大きなわなを買っても実際に管理できるのかどうなのかということ。できますかということなんです。だから、その辺を、できないものを購入しても仕方ないわけでありまして、そこはしっかり猟友会さんと意見交換をしながらやっていきたいというふうに考えてございます。

あと、猟区管理協会の関係でありますけれども、1回目の答弁で申し上げたとおりでありますけれども、広く関係団体と協議をしながら進めるという部分では、その個々の境界にこだわらず、私としては、先ほど申し上げた5者の協議機関もありますので、そういうような形でしっかりやっていきたいと思っております。

そういう、管内では西興部村さんがやられているというふうにお聞きしておりますので、そのような取組も西興部村さんと意見交換もしながら、本町のほうで取り入れるものがあれば取り入れていきたいというふうに思っておりますので、そこは時間をかけながらしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）それぞれ時間をかけながら令和4年から取り組むのは取り組むということでありませぬ。

この猟区の問題は、引き続き、ぜひ検討課題としていただきたいということと、併せて、先ほど例に出

した村は、職員の方がたまたまハンターの資格を持っているということもあります。できるならば、役場職員の方、あるいは関係機関である農協職員の方も含めて、ハンター資格を取りたいという方が猟友会に加盟されることを希望して、この問題は質問終わりたいと思います。

次に、通告してございます3点目の児童生徒の生理の貧困についてです。

コロナ禍で民間の労働者をはじめ非正規労働者などは、賃金が減少して暮らしが大変になってきている状況は、報道などでも明らかになっています。今年3月4日の「おはよう日本」で学生の5人に1人が生理用品の入手に苦勞しているなど、日本で生理の貧困が広がっていることが報道されていました。

トイレットペーパーがあるように生理用品もと、全国各地で小中学校の女子用トイレに生理用品を備えている学校が増えてきていますが、本町でも対応が求められるのではないかと、見解を伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

加藤教育長。

○教育長（加藤友幸君）お答えをいたします。

生理用品を学校のトイレに常設してはどうかという御質問かと思いますが、町内の小中学校においては、以前から保健室に予備の生理用品を用意してございます。

保健室での配布につきましては、本当に必要とする児童生徒が確実に受け取れることができるほか、養護教諭を通じて、その児童生徒の家庭環境や心身の状態を把握することができますことから、学校が児童生徒に必要な応じた支援を行っていく上で非常に大きなメリットがございます。

ただ、議員がおっしゃるとおり、生理用品をトイレに備えている学校が全国的に増えてきていることは承知しておりますので、現行の体制を継続しながら、小中学校や関係機関と協議の上、配布方法や配布場所について、どのような形の対応が望ましいのか検討してまいりますので、御理解を頂きたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）小中学校とも協議をして、検討してまいりたいという答弁ですが、実施されている町村では、用品の調達先を、防災備蓄品を回して使うとか、そういうところが多いというふうに伺っています。

そして、新たに予備費を含めて予算措置をする、内閣府でのアンケート調査では、若干古いですが、6月の時点ではたしか255自治体を実施されていると思っておりますが、そういう防災備蓄品の調達も含めてぜひ取り組んでいただきたい。再度御見解を伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

加藤教育長。

○教育長（加藤友幸君）防災備蓄、提供先のお話かと思いますが、地方公共団体を置いているところについては防災備蓄ということですから、これに関しては、公共施設全体の話ということになるかと思っております。

議員がおっしゃった「おはよう日本」はNHKの報道番組で、コロナ禍において親の仕送りが減ったり、アルバイトができなくなったり、毎月の生活費が減った大学生や専門学校生が生理用品の代替物を使用したり、使用を控えたりしているという実情から、生理の貧困として取り上げられたものと承知をしております。

義務教育下における小中学校の児童生徒に、同じく、このことが起因するものとして捉えることはいかなるものかと思っておりますが、家庭環境によっては、生理の貧困と言える状況は考えられるのかなというふうに思います。

先ほど、議員おっしゃった内閣府の調査、男女共同参画局が行っておりますが、本年7月2日現在では、取組をした、または検討しているという地方公共団体が581団体ございます。昨年5月時点の1回目の調査では255団体ですので、326団体増加をしております。北海道では、全国的な都道府県の割合としては4%、11団体ということでございます。

生理用品提供の工夫としては、公共施設や学校のトイレに備えて自由に受け取れると、それから意思表示もカードを提示したり、指差しすることで、声に出さなくても受け取れることができるように配慮をしている。それから、先ほどもお話ししましたが、児童・生徒が抱える不安や悩みを養護教諭等に相談でき

る機会となるように、今、保健室で生理用品を提供している。

教育現場に限った捉え方ですが、どこで配布するのかというのが一番の問題かと思います。誰もがためらわずに生理用品を手に入れられる体制が大切であると。それから、経済的な事情で入手できないと、そういった子供に優先的に届ける必要があると。

それで、京都府の例を取りますと、京都府内の市町村全部、全て保健室の提供をしているようでございます。その理由として、経済的貧困というのは経済的な事由によるので、生理用品を入手できない児童生徒への対策だということで、トイレに置くと誰もが使用できることになるので、保健室に備えている。それから、繰り返しになりますが、経済的な問題という部分で捉えると、誰もが使うことができるので、それは生理的貧困には該当しないという考え方。それと、トイレットペーパー、今、日本の現状でトイレットペーパーと同じような考えで、生理用品を置くというのはいかがなものかと。もし置くとすれば、公費で置くわけですので、全市的な議論が必要だろうと。そういった事情で保健室に置いてあると。

ただ、議員おっしゃるとおり、東京都等では、やはり、子供たちが羞恥心などで言えないという部分に配慮して、トイレに置いているという部分があります。で、そういった自治体も増えていることは確かでございます。

で、小中学校の児童生徒というのは思春期にございますので、心も体も本当に大変なデリケートな時期にあります。繰り返しになりますが、学校現場等々と協議しながら検討してまいりたいと思います。

配置するということになれば、予算の措置も必要でございますので、町とも協議した中で検討したいと思っておりますので、御理解を頂きたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）6番。今、教育長が経済的理由であれば違うんじゃないのかと、誰でもが使うということと経済的理由にということとは整合性がないという意味だと思うんですが、最後におっしゃられた、子供たちが声に出さなくても済む、見えないところでも使用することができる、この生理的貧困の問題は、僕自身も前から聞いてはいましたけれども、なかなかこの問題で質問していいのかわか、私自身、生理の問題というのは女性特有だし、公の場で議論すべきことじゃないかと、当初、考えてはいたけれども、しかし、男性中心の中でいいですか、そういう中で女性のそういった声なき声も反映することができるような、そういう教育環境であってほしいと思います。その点を指摘して私の一般質問は終了いたします。

○議長（坂田秀昭君）これにて、工藤孝一議員の質問は終了いたします。

続いて、9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）9番。私は2つ通告をさせていただきました。

まず1つ目は、町へ新たな移住者を迎える取組について、もう一つは、空き家対策についてであります。

まず初めに、町長は今の新庁舎建設に当たって、含めて市街地へのにぎわいを求めて、浜小清水のモンベルをはじめ、多くの観光客が寄るところから、数%でもいいから町のほうに流れてもらいたい、それをもってにぎわいの増加を模索しているというふうなお話をされておりました。

今現在、このコロナ禍ですので、なかなか想定どおりにはいっていないと思うんですが、その観光客の方々だけではなく、先ほどありました新規就農のことも含め、本町へ移住を基にというか、観光ではなくて小清水に住みたいという人にどのような足がかりを感じてもらえるような、少し先の部分を含めて、どういう施策を考えておられるのか、改めてお聞きします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

初めに、移住・定住対策について、私の考え方を申し上げます。

冒頭、2期目に当たる町政の基本的な考え方を述べさせていただきましたが、移住・定住対策においては、現在、本町にお住まいの町民の皆さんが、住み続けられるまちとさせていただける定住対策と、これらを実践することによって、町外の方から住みたいまちとさせていただけるまちづくりを包括的に進めていく必要があると考えております。

住み続けたいまち、住みたいまちというのは、世代や性別によって、その価値感が異なると思いますが、

例えば、子育て世代では、出産祝金事業や高校生までの医療費無償化、給食費の無償化など、子育て環境の充実を図ることで住んでよかったと思ってもらえる施策の実施を、高齢世代の方へは、温泉券の配布やハイヤー利用の助成などの定住施策を行っておりますが、いずれの世代にあっても、住民福祉の向上を通じて幸せを感じ、安心して暮らせるまちづくりを推進することで、移住・定住に結びつけていきたいと考えてございます。

御質問の浜小清水観光ゾーンからの市街地への誘引を移住策にどう結びつけるのかという点につきまして、令和5年5月に供用開始を目指す防災拠点型複合庁舎に併設するにぎわいの空間も、その対応策の一つでございます。にぎわい空間では、多くの町民の皆さんに御利用はもとより、この機能を広く内外に向けてPRすることで、観光でお越しになられる方に何とか市街地に足を運んでいただくことで、中心市街地の活性化を目指すこと、また、小清水という名前を知ってもらうことを一義的に目標としているところでございますが、これらの取組が、移住希望者にとって、移住先を決定する一つのきっかけになればよいかと考えてございます。

移住・定住対策につきましては、内から外の流出を防ぐ、外からの人を抱え込むための施策を複合的に実施する必要がございます。人口減少対策として策定をいたしました第2次小清水町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、基幹産業であります農業者の担い手支援のほか、新規就農者へのサポート、商工業では、新規起業家に対する助成事業、新たに転入される方を対象とした民間賃貸住宅家賃助成事業、そのほか、医療福祉の充実強化など、あらゆる政策分野における施策の積み重ねにより、初めてその効果が表面化するものと考えております。

先ほど申し上げました、複合庁舎に併設するにぎわいの空間における政策目標は、一つには観光施策であり、二つには商工・雇用・労働施策であり、また、移住・定住施策の一面も持つ多面的要素で構成される政策でございます。

これら各政策の実施によりまして、住み続けられる町、住みたい町の実現を図ってまいるところですが、行政だけではこの実現は困難でありますので、町民の皆さんとともに、来町者へのおもてなしや思いやりの意識の醸成など、ソフト面での充実も併せて行うことが、多くの人に町に足を運んでいただく、移住・定住対策の肝であり、最も重要なことであると考えております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）9番。今の答弁、とても分かりやすく感じました。

ただ、これまで多くの町外の人が町に移り住みながら、それでも定住するまでに至らなかった部分が何かなと考えたときに、やはり生活するための仕事ではないのかなというふうに考えています。

今、町長のほうから雇用についても考えを持っていく、関係団体と協議をしていくという所存でお話がありましたけれども、例えば、この先、この後の補正予算の関係ありますけれども、一般の移住者の方、プラスそれぞれ人材が不足している業種についての方へのさらなる補助ということを町は考えているんですが、それはなかなか町が直接動くというのは難しいのかなというふうに私は考えます。

そこで、そういう移住する人たちの職業の部分、働き先の部分を町も加わった公的な機関をつくって、求人なり、雇用なりの調整をしていくというような考えはあるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）移住するためには働く場がないというのは、まさにそのとおりだと思います。

過去に自然体験住宅等々、中斗美地域とかでもやっていましたが、なぜ根づかないか、それは仕事がないからであります。まさにそのとおりだと思います。

で、それに加えて、先ほど私が申し上げた、いろいろな施策の組合せによって、本町が魅力があるのか、ないのか、あと、買物ができるのか、できないのか、病院があるのか、ないのかということなんだと思います。

で、確かに移住・定住を進めるためには、町としてもかなりの組織を動かさなきゃいけないというふうに思っています。片手間ではできないんだろうと。ただ、そこだけに人を費やすことにはなかなかりま

せんので、何とかそこをうまくやるような仕組みをつくらなきゃいけないかなと思っていますが、御提案のあった公的な機関ということでもありますけれども、そこについては、具体的に言えば、例えば商工会さんであるとか、JAさんであるとか、町として雇用労働の関係は、結構求人はあるんですよね。求人はあるんだけど、なかなかマッチングがしないんだと思いますね。そういう部分が課題であると思います。そう簡単に雇用先はできないと思っています。

企業誘致がかなえばいいんだと思いますが、そう簡単にはかないませんので、その問題意識は私も持っておりますので、具体的な機関というのは、まだ私の頭にはありませんけれども、いずれにしても関係機関と、そこは結構働く場がないというのは重要なところでもありますので、ちょっと検討はしてみたいとは思っております。

加えて、例えば、看護師さん、介護士さんに対する家賃の助成制度、補正予算に計上させていただいていますが、そこは本当に事業者さんからの生の声をたくさん頂いています。実際、小清水に来たいんだけど高いんだよね、だから来れないんだよねという声たくさん頂いています。そのようなことで、その辺の支援をさせていただければ、小清水町に住んで働きますというような方もおられるということでしたので、一定の特定業種にはなりますけれども、まずそこを始めてみたいということで、今回、補正予算に提案させていただいていますので、そこについても併せて御理解頂ければなというふうに思っております。

○議長（坂田秀昭君）9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）9番。先ほど来、仕事がないという部分がネックになって、なかなか人が集まらないのではないかとっておいてあれなんですけど、実際、先ほど町長からありましたように、年代かかわらず小清水町に住んでいただけるような形も当然必要だと思います。

もう既に定年退職をされて、こちらに縁があって、悠々自適とは言わないまでも、特別、今、現職でお仕事をされていない方も移住されて、小清水に住んでくれている方がいらっしゃいます。

先ほど、2期目の公約の中で、福祉の充実とか、公共交通の充実というお話を町長されておりました。当然、高齢の方になれば、私たちもいずれその年になりますけど、車を持たない人たちもたくさん来てもらわなきゃなんない、そういう人が増える状況もあると思います。その中で、公共交通の中で、今はタクシー券の配布、先ほどおっしゃいました、そのほかに、この先は町内の循環の小さなバスを予定されているやにも聞いておりますが、その車両について、例えば、今、委託事業組合でもってスクールバスを運用する予定があるのか、または社協でデイサービスや何かに使っているワゴン車、そういうものも頭の中にあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）公共交通ネットワークの形成は、実は、1期目から掲げておまして、まず1期目の対応としてはタクシー助成券を、その内容を拡充させていただいたということです。そこを拡充させていただき、いわゆる300円で町内ではどこでも乗ってもいいですよという制度にさせていただきました。

で、どのようになっていこうと、結論としましては、そこはありがたいんですが、要は台数が少ないので待ち時間が多いということです。そこはなかなか解消はできません。やっぱり網走ハイヤーさんも経営の問題がありますので、そう台数を増やすわけにはいかないということでもあります。

ですので、じゃあどうするかと、次の段階にもう来ていると思います。そこで、先ほど議員のほうから循環バスの、バスを循環、オンデマンドバス、デマンドいろいろありますけれども、恐らくそれを回しても乗らないだろうというふうに思っています。やっぱり、究極はもうタクシーなんですね。ドア・ツー・ドアです。

ですので、まもなく事業を使って、その公共交通の実証実験をやろうと思っています。それは、網走ハイヤーさんとちょっと連携を図らせていただいて、実証でやるんですが、10人ぐらいのハイエースぐらいのもので動かしてみるということ、まず、それをやりたいと思います。それで、どういうことが起きるのかということです。

で、あと、仕組みをつくっていくに当たっても、地域のほうに入っていきたいと思っています。で、地域の方はどうしたら使ってくれるかということなんです。行政が仕組み考えても、恐らく乗ってくれない

と思っています。タクシーを乗るんであれば乗ってくれると思いますけど、行政がこのように停留所つけて、こう動かしますから乗ってくださいと言っても、ある町でも、それ有料ですと言ったら有料のとき乗らないです。土日はただですと言ったらただで乗るわけですよ。だから、そういう仕組みには恐らくならないんだろうと思っています。

で、近隣市町もいろいろ実証をやっていますが、本町も間もなく事業採択になれば、実証実験をやって実際に地域に入って、地域の特に高齢者の皆様がどういう要望をお持ちなのか聞いて、それに極力合うネットワークをつくりたいと思います。全部賄えるかはちょっとなかなか難しい状況だと思いますが、一応そのような形で、まず実証を取り組んで、皆さんの意見を聞きながら対応してまいりたいと思っています。

○議長（坂田秀昭君） 9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君） 9番。様々な施策を用意されているということで、期待しております。

2つ目の質問に移らせていただきます。

空き家対策についてです。空き家対策については、もうずっと前から町の懸案事項かなというふうに思っています。総務課長のほうからも、所有者との連絡は、ほぼ9割9分取れていますという話も聞いています。

ただ、空き家バンクの動き自体がなかなか目に見えないというか、そんなに簡単に物は動かないんだなというのは実感しているところなんですけど、より一層踏み込んだ施策構想をお持ちなのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） お答えいたします。

空き家の所有者の把握状況につきましては、平成30年度の空家等対策計画策定時の調査によりまして、空き家または土地の所有者を把握しております。その後、調査により、最も悪いランクであった特定空家の候補となる可能性の高い空き家を中心に、北海道のガイドラインに基づき策定をした特定空家判断基準によりまして、特定空家となる可能性があるかについて調査を行うなど、今現在、台帳等の整理を進めております。

次に、空き家バンク制度の運用状況についてでございますが、令和元年からの累計登録件数は7件、売買などに至った件数は4件となっており、一定程度は空き家の流通が促されたと考えております。解体・改修費補助の件数につきましては、解体が16件、改修は2件となっており、今年度は、それ以外にも解体補助等についての相談件数が非常に増加しております。

このように空き家対策事業は、その認知も広がり、一定の効果を見せていると判断しておりますが、いずれの対策も個人所有の財産の処分・売却等に関係するものが多く、町が積極的に対策を講じられる施策は多くはありません。

今後も引き続き、空き家バンク、改修・解体補助制度について広く周知することにより、管理不全な空き家を減らすことに努めてまいりたいと考えております。

○議長（坂田秀昭君） 9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君） 9番。今ありました、家屋の解体等について補助金が最高50万円ということで、相当件数相談があつて、実際に終わっているというお話でありました。それでも、まだ残っている物件は当然のごとくありまして、その中には、連絡先があつても管理する人がいないために草だらけになっているとか、子供たちも通るような通学路に面しているところでも、数多く危険箇所が多分あるんじゃないかなというふうに思います。

町が固有財産に手を出すのは難しいというのは、十分分かっている話なんですけど、現在、庁職員住宅を建てるための補助金を使って、この後建つという場所も僕も見ましたけども、こういうその民間で建てていただいている役場職員の住宅を造るのもいいと思います。

で、私思うのは、町は手を出せないとおっしゃっていますけども、個人の物でも壊してしまってもらいたい人はたくさんいると思うんです。そこは、いろいろ差が出てしまうので難しいというふうにも聞きま

した。ただ、考え方の一つとして、町が直接手を出せないんだったら——ここでまた言ったら変ですけど、公的な機関があれば、第三者的な機関があれば、そこで集約をして、例えば町有地にして、町有地として売り出すということはどうなのかなど。結局、家賃補助をしたり、建設に1千万円の予算を見たりしていますが、やはり家賃が高いと。家賃が高い、じゃあその家賃を払うんであれば自分で建てたいという気持ちになっても、便利なところに土地がないと、そこをうまくマッチングできる場所があればいいのかなど。解体、今、当然持ち主は手出しをしなきゃいけないと思いますけども、そこを町として分譲するような形に持っていけないのだろうか。

で、たくさん町有地がありますと、これも総務課長がこの間報告がありまして、100筆以上町の中には空いているところがあります。ただ、家を建てるような場所ではないのがほとんどというふうな話も聞きます。であれば、長期に住んでいただく方、例えば若い方をターゲットにするのであれば、こういう土地がありますというふうな触れ込みも、もしかしたら魅力の一つになるのではないかなど。今年、来年の話ではないと思うんですが、そういう考えもひとつ持っていたらいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

議員もお分りのとおりでと思いますが、すぐどうのこうのというのはなかなか難しい問題であります。あくまでも個人の財産でありますので、町の及ぶ権限というのも限られていると。ただし、そういうながらも、危険な家屋というのはありまして、今、1回目の答弁で申し上げましたが、特定空家というものを認定といいますか、それを進めているところでございます。

で、究極でございますが、市街地の空き店舗等々も含めて、究極な考え方としては、町が買って、壊して、貸すということです。まさにそのとおりでと思います。それをやはりお付き合いのある東川町さんとか、すぐく町並みが——そういう移住・定住するために若者がお店をやりに来たりとか、あれも手法の一つとしては、町がそういういい部分を買って、壊して、貸すんですね。そういうやり方だと思っています。それは、小清水町市街地もそうですし、浜小清水もそうですし、もしそういう土地があるのであれば、究極はそうだと思います。

ただし、そのどこからやっていくかという部分がありますよね。それをやっているならうちもやってくれやと、そうなるとなかなか行政としても対応し切れないんですよ。じゃあ、うちも、うちもと、じゃあ、それまで待っているということになってしまうので、そこはなかなか判断としては難しいです。そういうことをもし手がけるのであれば、その町並み計画ではないんですけども、しっかりしたものをつくって議論を頂いて、町民の皆さんに御理解を頂いた上で、町はそういうことをやっていきますということにしないと、ちょっと収拾がつかないと思っていますので、そういうことも含めて、ちょっと時間をかけて検討させていただきます。

○議長（坂田秀昭君）9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）9番。たしかに、先が見えなさ過ぎの質問で大変申し訳ありませんでした。

今、町が壊して貸すというお話でしたけれども、できれば買ってもらって固定資産税払っていただくような形にしたほうが町としてはいいのかなど。うちも、うちもというふうに手が挙がるのであれば、年間何か所に限るとか、そういう制約もつけて、この先、無事進めていけたら、もしかしたら町並みも整備されるのではないかなどというふうに思います。今後の町政に大変期待しております。

以上で、質問を終わります。

○議長（坂田秀昭君）ここで、昼食のために暫時休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 0時55分

○議長（坂田秀昭君）それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

一般質問を行います。

7番、佐藤智議員。

○7番（佐藤智君）7番。質問に先立ちまして、昨日のひょう被害に被災された農家の皆様にお見舞いを申し上げます。

では、さきに通告してございます幼保連携型認定こども園の教育・保育理念及び正職員等の人員規模について質問させていただきます。

乳幼児期の教育及び保育は、人格形成の基礎を培う重要な役割を担っているものであると考えます。公立幼保連携型認定こども園の教育・保育理念についてお伺いいたします。

また、その専門性から、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を取得していることが求められることから、正職員の人数を増やし、心身ともに健康で、情操豊かな子供を育成できるよう、最大限の人材確保が望ましいと思われま。

今後の正職員の人数等、どのようにするか、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

幼児教育及び保育につきましては、子ども・子育て支援制度の目的であります、全ての子供に良質な育成環境を保障し、一人一人の子供が健やかに成長する社会の実現の柱の一つの教育・保育の質的改善の下に、町立保育所の老朽化への対応と多様なニーズにお応えし、今後の小清水町の子供たちに良質な幼児教育と安心な保育を提供することを目的として、幼保連携型認定こども園の開園を目指しております。

議員の御質問のとおり、幼保連携型の認定こども園は、教育と保育の機能を併せ持つ施設となり、総合かつ一元的な教育や保育、子育て支援サービスの提供から、幼稚園教諭免許と保育士の資格を併せ持つ保育教諭の配置が必要になります。現在、策定を進めております認定こども園基本構想では、3歳以上児の教育のための学級編制や、専任の主幹保育教諭、指導保育教諭の配置などをはじめとする必要な検討項目を整理してありまして、今後、子ども・子育て会議で見識や意見を伺いながら、認可基準に基づくその在り方について明らかにしていくこととしております。

施設の規模に応じ、当然ながら責任ある地位には正職員を配置しなければなりませんので、認可基準を満たす人員配置を十分検討し、処遇改善も含め、人材確保に努め、子供たちに良質な幼児教育と安心な保育が提供できる認定こども園の開園を目指してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）7番、佐藤智議員。

○7番（佐藤智君）7番。まず、認定こども園の保育教諭の資格要件の緩和する特例についてですが、令和6年度末までの5年間延長となっておりますが、その後、この保育教諭を継続して雇用するに当たって、ある程度の資格を有するたびに、補助金等のそういうものはあるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）補助金等はないというふうに承知をしております。

○議長（坂田秀昭君）7番、佐藤智議員。

○7番（佐藤智君）7番。令和2年度予算においては、教育支援体制整備事業交付金10億円というものが出ておりまして、これは保育教育の確保のための幼稚園教諭免許状取得支援と、それと、あと認定こども園等における資質の向上のための研修支援という予算が令和2年度には出ておりますけれども、これは令和3年度、今後についてこの部分があるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時01分

再開 午後 1時04分

○議長（坂田秀昭君）本会議を再開いたします。

答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）資格取得用の補助だというふうに認識しておりますが、ちょっと詳細については承知しておりません。

○議長（坂田秀昭君）はい、7番、佐藤智議員。

○7番（佐藤智君）はい、7番。幼保連携型こども園の保育要領を見ますと、満3歳以上の園児の教育課程に関わる教育週数が39週となっております。

どのような教育を行っていくのか、そしてまた、子育て支援センターを併設するというふうにお伺いしておりますので、その場合、どのような特色のあるこども園にするのかをお伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）まだ構想策定の段階でございますので、詳細については今申し上げることはできませんが、支援センターの併設についても、そうしたほうがいいんじゃないかというレベルのお話でございます。具体的にどういうことによって併設するメリットがあるのかということです。恐らく併設するほうがいいというのは間違いないことなんですけれども、それをどのように生かして子育てをしていくかという部分については、これから構想の中でいろいろ練っていききたいなというふうに考えているところでございます。

あと、その、3歳以上の云々という、教育の部分が入るわけでありまして、職員の採用に当たっても、どのぐらいの人数がいるんだろうという段階で、今基本構想を練っているところでございまして、どういう形で職員を採用していくのかというのも、これからでございます。

現実的には令和4年度以降の動きになるかなと思いますが、今現時点においては、正職員の保育士さんというのは2名しかおりませんので、ほかは、会計年度任用職員、あとパート職員で賄っていますので、そこで責任のある者については、当然、正職員化にしていきたいというふうに思っていますし、あと幼稚園教諭がどんだけの資格をお持ちなのかというのも、今ちょっと手持ちの資料もないんですけれども、それらも含めて採用については検討してまいりたいと思います。

いずれにしても、開園をいつにするのかというのも、これから決めていきたいと思っておりますけれども、開園時に合わせて、職員採用については先行的に行いながら万全を期していきたいなというふうに考えてございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、7番、佐藤智議員。

○7番（佐藤智君）はい、7番。幼児教育と認定こども園につきましては、今、AI・ロボットが加速度的に発達している中で、子供たちの10年先、20年先に才能豊かに元気に生き抜いていく力を育んでいただけるように適正な人員配置をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（坂田秀昭君）これにて、佐藤智議員の質問は終了いたします。

続いて、3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）はい、3番。一般質問最後になります。もう少々御辛抱ください。

まずもって、5月から始まったコロナワクチンの接種、それから、8月の集団接種と、医療関係者の皆様、そして、通常業務の傍ら接種会場のスタッフとして働かれた役場職員の皆様に心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

また、2期目の当選されました久保町長、おめでとうございます。コロナ禍、大変厳しい環境と思っておりますが、町の顔、リーダーとして、より一層の御活躍を祈念いたします。

では、質問いたします。

道路整備についてであります。

町道整備については、計画的に進められていることと思っておりますが、基幹産業の振興を図るためにも町道（農道）のさらなる整備が必要と考えますが、各種補助事業等の活用も踏まえた今後の町道整備に対する町長の考えをお聞きいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

道路整備事業につきましては、地域の要望や現況、課題等を整理をいたしまして、事業予算確保のため、国、道に対する事業要望により整備促進することとしております。その実施に当たっては大きな費用が生じることから、財源の確保からも、国、道の公共事業予算の対象となる路線を中心に進めておりますが、国、道の公共事業予算の削減等により事業採択要件が厳しさを増している状況にあります。

本町の道路実延長は404.1キロメートルに及んでおり、当面の目標を舗装率50%とし、道路整備を行ってきたところでありますが、現在、道営農道整備特別対策整備事業にて実施しております萱野地区事業完了時には、舗装率50%を超える見込みとなっております。

翌年度以降も道営事業にて他地区2路線が事業化しておりますが、引き続き道路愛護推進委員などからの地域要望を踏まえ、生活・産業道路の維持、改良をも見据えた整備の必要について検証をし、将来に大きな負担を残さないためにも財源については、国、道の事業予算確保に努め、計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（坂田秀昭君）はい、3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）3番。町長の公約の中には、具体的な項目の中でも入っております。また、第6次総合計画においても「道路の改修・改良・舗装の促進」、また、「農村の生活環境の整備を図ることにより、次世代の担い手の育成・確保を推進します」とあります。

私は、農業の振興のためにも農道の整備は欠かせないものと考えております。そこで、持ち合わせがあればいいんですけども、先ほど言われました50%目指すという目標は分かりましたけども、現在の達成率というんですか、現在の舗装率、改良率、それから、5年ぐらい前の数字を持っていれば、ちょっと教えてほしいんですけども。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）今現在は49.8%でございます。この5年間はほぼ変わっておりません。

○議長（坂田秀昭君）はい、3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）はい、3番。先日、建設課のほうにちょっと聞いたら、0.1ポイントぐらいと聞いていましたけども、それでいくと400メートルあるなしかとは思うんですけども。だから、ここ5年ぐらいは進んでない状況ですね、実際は。今現在、行われているこれを完成すると50%は超えてくると。これを年次計画でやっているとは言いながらも進んでない状況があります。改良工事も行われていない、何というんですかね、実態というんですか、そういうところを見ますと本当に悲惨な、春先だと普通の車では入ってこけないような状態がずっとここ何十年もそのままになっている状態です。過疎地域持続的発展計画の案の中にも「生産と生活に直結する道路について、改良と舗装の整備を積極的に推進する」というふうになっています。これはもうやっぱり、こういうのが問題だということにはつかんでいると思うんですけども、ほかの町と比較しても意味はないと思うんですけども、近隣でずば抜けて進んでいるところの中にはあります。その進んでいる状況というんですか、いろんな経緯があると思うんですけども、何かつかんでいることがあれば、ちょっと教えてほしいんですけど。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）この5年間、何もやってこなかったかということ、そうではなくて、やはり新たにやっていくという部分もありますが、当然、維持もしていかなきゃいけないという部分では、結構な予算は消費しているのかなというふうに考えているところでございます。

近隣との関係でございますが、本町は49.8%、今現在ということでございますが、お隣の斜里町は44.2%、清里町が断トツで75.3%、道路延長がうちは404.1キロありますが、清里町は308.4キロ。100キロメートルの違いがあるということではございます。斜里町については497ですので、うちよりかさらに100キロ多いかなという、それぞれの事情があるかなと思いますけ

れども、一番進んでいるのは清里町かなというふうに考えてございます。

本町の場合、おおむね50に近いのかなというふうに思っておりますが、御存じのとおり、1号線置きに整備を基本としてやってきているということから、その整備がほぼ行き届いたんだろうというふうに考えてございます。

これを公約では述べておりませんが、何%にまで持っていくんだということもあるんでしょうが、私としては、今新たな部分、当然ありますけれども、やっぱり農業機械が大型化になって、そこを解消していくという要望も結構出てきております。交差点であるとか、道路の幅員であるとか、それらも併せてやっていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、一定程度、道路愛護推進委員さんのほうから地域の要望を頂いたりもしてきていますが、まだまだ、その委員会の機能といいますか、地域の協議だとかそういうのがまだまだちょっとなされていない部分あるのかなと思っております。個々の要望はあるんですけれども、やはり地域として要望いただいたほうが本町としても進めやすい部分もありますし、加えて、先ほどの答弁にもありますけれども、国なり道の財源がないと、道路というのはなかなか事業費的にはかなり大きくなるものですから、それを見据えながらということでもあります。今ストックしているのは道営事業でやろうとしていますが、昔はいろんな補助金があったんですが、今、なかなか、そういう市町村道の整備に対する補助金というのが予算額もすごく小さくなってきているものですから、大変厳しい状況ありますけれども、ですが、総合計画等々含めて、それやっていくというふうに言っていますので、優先順位をしっかりとしながら整備については進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）はい、3番。小清水町の基幹産業を守る上でも、それから農業者がそこで生活して生産をしている、その条件の中で、そういう人たちを守る上でも、補助事業として取り組むに当たり、なかなか町の意向がすんなり受け入れる面があるとか、その辺は難しいと思いますけども、今後、1キロでも2キロでも改善に向けて強力に進めていってほしいと思います。

以上で、私終わります。

○議長（坂田秀昭君）これにて、瓜田新一議員の質問は終了いたします。

以上で、通告の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

議員の皆さんと町長は、第3会議室にお集まり願います。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時32分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

◎報告第4号

○議長（坂田秀昭君）日程第9、報告第4号、小清水町一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

説明を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）ただいま上程されました報告第4号、小清水町一般会計継続費精算報告書について御説明申し上げます。

議案書14ページをお願いいたします。

令和元年度より2か年間にわたり実施してまいりました継続費事業につきまして、令和2年度をもって事業が完了いたしましたので、その実績につきまして精算報告書を調製したところでございます。

継続費事業といたしましては、6款農林水産業費1項農業費、事業名で農業振興拠点施設基本・実施設計業務委託料につきまして、全体計画欄にあります2か年の予算総額3,576万5千円に対し、支出済額が3,384万7千円で、その財源は国庫支出金1,540万円、その他特定財源は、ふるさと事業基金

繰入金で401万5千円、一般財源が1,443万2千円で事業が完了したところでございます。

以上、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づきまして、御報告申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時37分

○議長（坂田秀昭君）本会議を再開いたします。

次に進みます。

◎承認第4号

○議長（坂田秀昭君）日程第10、承認第4号、専決処分した事件の承認について（令和3年度小清水町一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

説明を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）ただいま上程されました承認第4号、専決処分した事件の承認について（令和3年度小清水町一般会計補正予算（第2号））を御説明申し上げます。

専決処分の内容ですが、10款教育費1項教育総務費、スクールバス購入費につきまして、道路運送車両の保安基準の見直しにより、各種安全装置の搭載が令和3年11月登録分より義務づけとなったことを受け、新たな保安基準に対応する車両価格が増加したため、予算に不足が生じるものでございます。

車両の購入につきましては、国の補助事業を活用してございまして、補助金の交付決定がなされた後に契約行為を進める必要があり、年度内納車とするためには、本定例会町議会において契約議案の議決を頂く必要がありますことから、契約行為に当たり、不足する予算を早々に計上する必要があるため、専決処分をさせていただいたものでございます。

議案書17ページをお願いいたします。

歳入歳出の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ137万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を54億5,099万3千円としたものでございます。

議案書19ページをお願いいたします。

第2表地方債補正は、スクールバス購入事業費に係る財源として過疎対策事業債の限度額を変更するものでございます。

議案書23ページをお願いいたします。

歳出予算ですが、主要施策調1ページと合わせて御覧願います。

10款教育費1項教育総務費で、17節備品購入費137万2千円、26節公課費5千円をそれぞれ追加したものでございます。

議案書戻りまして、21ページをお願いいたします。

歳入予算ですが、14款国庫支出金は、へき地児童生徒援助費補助金125万円を追加、19款繰越金、前年度繰越金は、財源調整として187万3千円の減額、21款町債は、スクールバス購入事業債として200万円を追加したものでございます。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

承認第4号、採決いたします。

原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、承認第4号、原案のとおり承認されました。

◎議案第43号

○議長(坂田秀昭君) 日程第11、議案第43号、小清水町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

牧野町民生活課長。

○町民生活課長(牧野尚樹君) ただいま上程されました議案第43号、小清水町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例制定について御説明申し上げます。

議案書24ページをお開きください。

また、参考資料となりますが新旧条例対照表、別つづりで資料を御用意していますのでお開きください。

条例の趣旨についてでございますが、本年3月31日をもって失効いたしました過疎地域自立促進特別措置法——旧法でございますが、この旧法に基づく固定資産税の課税免除措置につきましては、国において新たに制定されました「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」、新過疎法が4月1日から施行されたところであります。この新過疎法においても固定資産税の課税免除措置が規定されておりますことから、「小清水町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例」を新たに制定するものでございます。

それでは、制定条文につきまして、参考資料の旧法による条例と比較した新旧条例対照表より説明させていただきます。

まず、1ページですが、第1条につきましては、新過疎法に基づき課税免除措置をするための本条例の趣旨を定める規定でございます。

続いて、第2条第1項では、課税免除措置の対象となる事業及びその事業ごとにおける設備等の取得価格の合計下限額を規定するとともに、課税免除期間を3か年度とする規定でございます。

2ページ目になります。

第2項におきまして、公害防止するための適切な措置規定を規定しております。

続いて、第3条では、課税免除措置を受けるための申請主義を規定しております。

続きまして、3ページになります。

第4条におきましては、課税免除を受けた者に異動があった場合の地位承継について規定しております。

第5条では、課税免除の取消規定を、第6条では、第3条の申請に係る手続に関する事項及び第4条の承継等に係る異動の届出に関する事項など、本条例の施行に関し必要な事項を規則に委任する規定でございます。

最後に、附則につきましては、施行期日を公布の日とし、適用期日につきましては新法の施行日と同日である本年4月1日とするものでございます。

続いて、4ページ目になります。

附則第2項では、新条例の失効期日を規定し、附則第3項において、附則第2項の失効日前までに新設された設備等に対する課税免除措置の効力を本条例失効後も継続させるための規定でございます。

以上、小清水町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例制定に関する説明とさせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第43号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第43号、原案のとおり可決されました。

◎議案第44号 及び 議案第45号

○議長（坂田秀昭君）日程第12、議案第44号及び日程第13、議案第45号、小清水町情報公開条例の一部を改正する条例制定について、小清水町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）ただいま上程されました議案第44号、小清水町情報公開条例の一部を改正する条例制定について及び議案第45号、小清水町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書27ページと28ページとなります。

提案する2つの条例につきましては、本町を含む13町村、4組合により共同設置されておりますオホーツク公平委員会におきまして、同委員会が管理する公文書に係る情報公開に関する規定及び個人情報保護に関する規定をこのたび整理することとされたところでございます。

同委員会が制定する関係規定は地方自治法第252条の12の規定に基づき、その権限に属する事務の管理及び執行に関して、各構成団体の関係条例中、実施機関として公平委員会を位置づけることにより適用できるものとなりますので、このたび所要の改正をそれぞれ行うものでございます。

別途、お配りしております小清水町情報公開条例の一部を改正する条例制定に係る新旧対照表を合わせて御覧願います。

改正する第2条は、本条例の実施機関を定めるものでありますが、先ほど申し上げましたとおり、本条文に共同設置をする公平委員会を位置づける必要があることから、公平委員会を追加する条例の一部改正を行うものであります。

第12条の改正につきましては、このたびの条例改正に合わせて、新旧対照表に記載のとおり、条文中の一部文言修正を行うものでございます。

次に、小清水町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定に係る新旧対照表を御覧願います。

改正する第2条は、情報公開条例の一部改正と同様に本条例の実施機関に公平委員会を位置づけるものでありますので、詳細の説明は省略させていただきます。

最後に、附則につきましては、両条例ともに公布の日からとするものでございます。

以上、小清水町情報公開条例の一部を改正する条例制定及び小清水町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の説明とさせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第44号、小清水町情報公開条例の一部を改正する条例制定について質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第44号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第44号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号、小清水町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第45号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第45号、原案のとおり可決されました。

◎議案第46号 及び 議案第47号

○議長(坂田秀昭君) 日程第14、議案第46号及び日程第15、議案第47号、令和3年度小清水町一般会計補正予算(第3号)について、令和3年度小清水町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長(石丸寛之君) ただいま一括上程されました議案第46号及び議案第47号、初めに、議案第46号、令和3年度小清水町一般会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億7,913万円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億3,012万3千円とするものでございます。

6ページ、第2表地方債補正の変更ですが、防災拠点型複合庁舎整備事業債は、実施設計及び公民館解体の事業費が確定したことに伴い260万円の減額、道営農道整備事業債は、萱野地区道営事業の事業費増に伴い900万円の増額、臨時財政対策債は、発行可能額の決定による減額とそれぞれ限度額を変更するものでございます。

11ページをお開きください。

歳出予算ですが、主要施策調と合わせて御覧願います。

初めに、2款総務費1項1目一般管理費は、町職員の募集につきまして、建築土木技師、保健師等の技術職員の採用におきましては、これまで町のホームページやハローワークを通じた採用活動を行ってまいりましたが、応募自体が全くない状況であることから、新聞のほか、全国版雑誌の広告欄を活用した採用募集を行うこととして広告料41万2千円を追加。

6目企画広報費は、ふるさと納税返礼品にも活用してございます町の公認キャラクター「でん坊」のストラップ2千個を製作する費用など、まちの魅力・元気発信事業負担金として208万3千円を追加計上。

民間賃貸住宅家賃助成金は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく移住定住対策及び採用が難しい特定職種の人材確保と就労の定着を促進することを目的とした新規事業として、新たに町民となる方が民間賃貸住宅を借り受けた家賃の一部を助成することとして、基本額1か月1万円、人材確保が困難とされ

る医療、福祉、介護、保育、教育関係の職に就く方及び新規就農者、農業従事者につきましては1万円を加算、合計2万円を最大36か月間助成する事業費240万円を追加計上するものです。

12目防災拠点型複合庁舎整備費は、委託料で温泉掘削業務委託料9,746万円を追加、工事請負費では現庁舎東側の道路下の上下水道管移設工事請負費として5,790万4千円を追加計上するものでございます。

次に、4款衛生費1項1目保健衛生総務費で委託料は、各健診結果について自治体と医療機関等の相互利用に向けた情報標準化を図る整備といたしまして、健康管理システム改修業務委託料405万9千円を追加。

18節負担金補助及び交付金は、網走厚生病院脳神経外科経営安定化支援事業費負担金として、協定に基づき令和2年度収支損失額のうち、本町負担分419万1千円を追加。

小清水赤十字病院医療確保対策事業費補助金は、不採算地区病院の運営経費に対する特別交付税措置の制度拡充を受け、小清水赤十字病院が所有する更新時期を迎えたレントゲン機器、薬剤分包機の更新に係る費用を助成することとして2,840万2千円を追加計上するものです。

次に、2目健康推進費、委託料は、毎年実施しております高齢者等インフルエンザワクチン接種事業を拡充し、65歳以上の高齢者及び60歳から64歳で障害を持つ方の接種費用を無償化するための経費119万5千円を追加計上。

3目母子衛生費は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援に対応する子育て世代包括支援センターの設置に係る所要額、10節需用費から17節備品購入費まで、計440万7千円を追加計上するものでございます。

次、12ページをお開きください。

5目環境衛生費12節委託料、一般廃棄物最終処分場については、残余年数からも次期処分場整備を早々に進める必要があり、近隣自治体との広域整備を含めた多面的な検討のための調査業務委託料、2つの業務で245万8千円を追加。

7目新型コロナウイルス感染症対策費は、町内の飲食店や観光事業者を中心とした事業所につきまして、長引くコロナ禍の影響により売上減少が続いており、先般、小清水町商工会より、これらの業種を含む商店等に対する支援について再度の要請があったことを受けまして、追加交付となる国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、昨年度、3度実施してまいりました個人事業者等支援金を実施することといたしまして、所要額1,585万円を追加計上するものでございます。

次、6款農林水産業費1項3目農業振興費は、18節負担金補助及び交付金において、労働力不足の解消や新品種の導入による輪作体系の適正化に向け、各種農作業の省力化作業機械の導入支援を図る畑作構造転換事業費補助金2,532万2千円を追加。

次に、次代を担う農業者となることを目指し、独立・自営就農する認定新規就農者に対し資金交付を行う農業次世代人材投資事業費補助金75万円を追加。

まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき実施する農業担い手対策として、経営開始直後の新規就農者に対する生活支援を行うことで経営基盤の安定化を図ることを目的として実施いたします新規就農者支援事業費補助金60万円を追加計上するものです。

次、13ページ、7款商工費1項3目観光振興費は、高校跡地に建設中の農業振興拠点施設に機能移転を行う活性化センター調理加工室につきまして、移転後のスペースを旅行等で来町される方々の利便性向上と魅力ある施設整備を図ること、また、道の駅エリアの一体的な利用促進を図ることを目的とした改修を行うための実施設計に係る費用として、10節需用費及び12節委託料まで、計1,001万7千円を追加計上するものです。

8款土木費2項2目道路新設改良維持費で10節需用費は、町道等修繕料に不足が見込まれることから所要額500万円を追加、18節負担金補助及び交付金は、萱野地区道営事業の事業費増に伴う道営農道整備事業負担金900万円を追加計上するものです。

次のページ、3項1目住宅管理費は、緑ヶ丘団地及び桜ヶ丘団地の解体につきまして、解体工事前の石綿含有調査が本年4月より義務化されたのを受け、調査業務委託料として83万2千円を追加。

2目空家等対策費は、改修・解体費につきまして、1棟50万円を上限に補助するものでございますが、申請件数が見込みよりも多く、予算に不足が見込まれることから所要額295万4千円を追加計上するものでございます。

9款消費費1項1目消防組合費18節負担金補助及び交付金は、消防分署庁舎改築時に設置した電話回線及び電話機器について、設置後13年が経過したことに伴い機器全般に不具合が生じていることから、この改修工事費として斜里地区消防組合負担金154万円を追加計上するものです。

次、15ページになります。

10款教育費2項小学校費及び3項中学校費ともに、1目17節備品購入費で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、気化式冷風機を各2台を整備することとして、それぞれ64万7千円を追加計上。

6項2目体育施設費は、建物修繕料に不足が見込まれますことから、所要額100万円を追加計上するものでございます。

次に、歳入予算でございますが、8ページにお戻りください。

10款地方交付税1項1目地方交付税は、財源調整分といたしまして、普通交付税1,994万4千円を追加計上。

14款国庫支出金2項3目衛生費国庫補助金は、健康管理システム改修に係る国庫補助としまして、疾病予防対策事業費等補助金242万1千円を追加。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、事業者支援対応分として、762万2千円、学校保健特別対策事業分として81万1千円、総額843万3千円を追加。子育て世代包括支援センターの設置に係る国庫補助分としまして、子ども・子育て支援交付金266万6千円を追加計上するものです。

15款道支出金2項1目総務費道補助金は、地熱井掘削支援事業補助金として、5千万円を追加、3目衛生費道補助金は、先ほど14款国庫支出金にも計上した子育て世代包括支援センター設置に係る道費による補助といたしまして、66万7千円を追加、4目農林水産業費道補助金は、畑作構造転換事業費補助金として歳出同額の2,532万2千円を追加、農業次世代人材投資事業費補助金につきましても、歳出同額の75万円を追加計上するものです。

次、9ページ。

18款繰入金は、防災拠点型複合庁舎整備に伴う温泉掘削業務及び上下水道管移設工事に係る財源として、公共施設整備基金繰入金1億536万4千円を追加計上。

19款繰越金は、財源調整分といたしまして、前年度繰越金8,698万6千円を追加計上するものです。

21款町債は、2表地方債補正の変更で御説明申し上げましたとおり、それぞれ所要の補正額を計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君） はい。次に、議案第47号、令和3年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書17ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、保険勘定において739万1千円を追加し、予算総額を5億8,808万9千円とするものでございます。

補正予算書24ページをお開きください。

初めに歳出予算の補正ですが、6款1項償還金で、令和2年度給付費等の確定に伴い、国、道、支払基金のそれぞれの負担割合に基づく交付金等の精算分として、保険給付及び地域支援事業に係る国・道支出金の返還金739万1千円を追加計上するものでございます。

22ページにお戻り願います。

歳入予算でございますが、償還金の財源といたしまして、7款1項繰越金で、保険給付費分574万

4千円、地域支援事業費分164万7千円、合わせまして739万1千円を追加計上するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第46号、令和3年度小清水町一般会計補正予算（第3号）について質疑を受けます。

はい、9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）はい、9番。

議案書11ページ、保健衛生費のところを御質問いたします。

健康推進費で高齢者の方のインフルエンザワクチンの接種、1人1千円分の負担をここでうたっているわけなんですけど、子供たちの医療費についてはただになっていて、高齢者の方にもやっぱり手厚くされているのが町の特徴ではあります。子供は、私たちが通ってきた道ですし、高齢者は私たちがこれから向かう道ではありますけど、いかんせん、今働き盛りの方々に何か恩恵の部分でいうか、老人の方の1千円を負担するのであれば、そこを少し減らして、今一生懸命頑張っている方がインフルエンザワクチンを受けたっていついときに補填するような、微々たるものでも構わないですけど、そういう方策はないのかお聞きしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君）はい。今回、子供たち以外に高齢者をですね、提案させていただきましたけれども、やはりこれにあたりましては、リスクの高い人たちからということで、まずは高齢者を今回提案させていただきました。

よろしくをお願いします。

○議長（坂田秀昭君）はい、9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）はい、9番。

今回というお話でしたが、次回は働き盛りの方にも補填はあるというふうにとってよろしいのでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）はい、斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君）そこはまだこれからです。未定でございます。（笑声）

○議長（坂田秀昭君）いいですか。

○9番（木戸寛治君）はい。ありがとうございます。

○議長（坂田秀昭君）ほかに。

はい、8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）はい、8番。

予算書11ページの総務費の関係で、「でん坊」のストラップの関係だったんですけど、これはどこに頼んで、とかっていうのはもう決まってるのかを聞きたいんですけど。それで、この予算なのか。この金額だから入札とかではないと思うんですけど。お願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）お答えを申し上げます。

今、現行で「でん坊」のストラップってあるんですけども、6年ぐらい前に作成させていただきました。その際に商品の扱いになりまして、子供の口に入った、とか、事故が想定されるということで、しかるべき商品表示っていうのが必要になったといったところでございまして、「でん坊」と「ほがじゃ君」と今2つが町のキャラクターになってるんですけど、その縫いぐるみを製造いただいたのが、ほがじゃ工場でございます。今回につきましても同様に、その商標登録が必要でございまして、誰が責任を負うのか、といったところを鑑みまして、福太郎さんで作成を頂きたいというふうにご考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

○8番（更科浩司君）はい。

○議長（坂田秀昭君）ほかに。

はい、5番、高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君）はい。5番。

同じ課の11ページの、4款の衛生費の関係でお聞きしたいんですが、18節の網走厚生病院の脳神経外科の経営の安定化の関係でお聞きしたいんですが、これの損失のうちの負担金というのは理解できるんですが、中長期的にですね、この損失額の負担金というのはどういう傾向になるのか、ちょっと、もし内容的に分かればお聞きしたいんですが。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

齊藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（齊藤高広君）はい。実績に基づいて、損失が出た場合は補填するというので提案させていただきましたけれども、中長期的なこと御質問ありましたけれども、やはり、できる限り1市4町でやっておりますけれども、補填のほう進めておりますけれども、できる限り経営をよくということをお願いをしているところでございますけれども、厚生連のほうからは、できる限り努力はするけれども、患者が増えてもやはりそれに伴う諸経費というのもの、それに伴って発生するので、なかなか、黒字といたしますかね、経営収支が思いどおりに向上するとはならないので、難しい経営になるということで説明を受けております。今後もやっぱりしばらくはこういった傾向が続くというふうにもこちらで認識をしております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

ほかに。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ質疑を終結します。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第46号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第46号、原案のとおり可決されました。

◎議案第47号

○議長（坂田秀昭君）次に、議案第47号、令和3年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第47号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第47号、原案のとおり可決されました。

◎議案第48号

○議長（坂田秀昭君） 日程第16、議案第48号、小清水町過疎地域持続的発展市町村計画についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） ただいま上程されました議案第48号、小清水町過疎地域持続的発展市町村計画について御説明申し上げます。

令和3年法律第19号、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法は、過疎地域の役割、課題、目指す姿を明らかにするとともに、法の目的を「過疎地域の持続的発展」に見直すことなど、新たな法律として制定されたものでございまして、これに基づき、本町においても持続的発展に資するまちづくりに向け、総合的かつ計画的な施策を推進するため、計画期間を令和3年度から令和7年度までとした小清水町過疎地域持続的発展市町村計画を策定しようとするものでございます。

別冊でお配りしております市町村計画におきましては、町民との協働のまちづくりの総合的な指針となる「第6次小清水町総合計画」また、「小清水町公共施設等総合管理計画」と整合を図りつつ、まちの将来像であります「未来に繋がるまちづくり」を実現するための基礎方針として、6つの基本目標を設定、7つの重点施策と37のソフト事業等の取組について計画書へ掲載してございます。

御提案申し上げます小清水町過疎地域持続的発展市町村計画につきましては、北海道過疎地域持続的発展方針に基づき、本年8月26日付をもって北海道との協議が整いましたので、議会の議決をお願いするものでございます。

計画の詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君） それでは、私から市町村計画について御説明申し上げます。

別冊、小清水町過疎地域持続的発展市町村計画を御覧ください。

計画策定に伴う基本的な事項といたしまして、自然的・歴史的等の概要につきまして1ページから2ページに掲載、3ページから6ページには、人口及び産業の推移、国勢調査の実施結果や公共施設等総合管理計画による将来人口の推計等に関して、7ページから11ページまでは、本町の行財政及び公共施設の整備状況に関して概要等について記述をしてございます。

12ページをお開きください。

（4）地域の自立促進の基本方針に関してですが、町民との協働のまちづくりの総合的な指針となる第6次小清水町総合計画を上位計画として整合を図りつつ、まちの将来像であります「未来に繋がるまちづくり」を実現するため6つの柱を基本目標としたところでございます。

1つ目として、豊かな自然と共生するまち。

2つ目として、だれもが健やかに暮らせるまち。

3つ目として、安心・便利で住みやすいまち。

4つ目として、チャレンジしつづける活力あるまち。

5つ目として、人と文化を伸びやかに育むまち。

6つ目として、手をとりあって未来へ進むまち。

これらを自立促進の基本方針として、13ページ下段に掲げる7つの重点施策を重点的に推進することに加え、14ページ及び15ページに掲載の過疎地域持続的発展事業であるソフト事業に取り組み、住民と行政の創意と協力によって計画の実現を目指すものでございます。

以降、それぞれ基本方針に基づく、各施策区分による個々の計画につきましては、事業名、事業内容、事業主体等を記載してございますので、詳細につきましては後ほど御確認いただきたいと思います。

なお、固定資産の課税減免措置とする産業振興促進事項につきましては、31ページの中段に区域、業種を定めてございます。

また、この計画書は、この期間を令和3年度から令和7年度とした5か年間の計画として策定しようとするものでございます。

以上、本町の過疎地域持続的発展のための計画について御説明申し上げましたが、計画搭載事業実施に係る財源につきましては、国・道の補助事業を可能な限り活用することを第一とするとともに、これら事業の事業採択の見込みや国の地方債計画における過疎対策事業債の資金計画を見定めつつ、町の財政状況を見極め、将来に過度の公債費負担が生じないよう実施年度を決定し、特別措置であります過疎対策事業債を最大限活用することとしているものであります。

なお、計画搭載事業の内容に関しましては、社会・経済状況等の変動や町の施策の実施内容等により、必要に応じて計画の変更ができる制度となっていることから、今後、事業内容を大きく変更する場合や新たに実施しなければならない事業が生じた場合には、北海道との変更協議を経て、議会の議決を頂き、計画を推進していくこととしてございます。

以上で、小清水町過疎地域持続的発展市町村計画についての説明を終わらせていただきます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

はい、8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君） はい。8番。

12ページの、ちょっと細かいことになっちゃうのかもしれないですけど、後半のほうにあります、本町のカラマツ人工林どうのこうの、林業の振興って、これがちょっとよく分からなかったんですけど、教えていただけますか。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

畔木産業課長。

○産業課長（畔木雅之君） はい。お答えいたします。

カラマツ人工林及び天然資源を有しているので、という意味合いをどう受け止めたということだと思っておりますけども、本町ですね、町有林人工林につきまして基本的にはカラマツのほうを人工林として植樹してございます。

今後ですね、本町の町有林、伐期がこれから来ますので、それらのほうを活用して他の産業との連携を図っていくと、そういう意味でございます。基本的に、植えている、町有林で植えてるものがカラマツということになっていますので、カラマツ材を活用したいと、という意味合いでございます。

○議長（坂田秀昭君） よろしいですか。

○8番（更科浩司君） 分かりました。

○議長（坂田秀昭君） はい、ほかに。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。

議案第48号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、議案第48号、原案のとおり可決されました。

◎議案第49号

○議長（坂田秀昭君） 日程第17、議案第49号、緑地区小水力発電施設の維持管理の事務委託に関する協議についてを議題といたします。

説明を求めます。

畔木産業課長。

○産業課長（畔木雅之君） はい。ただいま上程されました、議案第49号、緑地区小水力発電施設の維持管理の事務委託に関する協議につきまして、御説明申し上げます。

議案書32ページのほうをお開きください。

令和4年6月より供用開始されます緑ダムを活用した小水力発電施設につきましては、平成29年度より道営事業の「地域用水環境整備事業」として整備を行い、事業完了後は清里町が代表して施設の維持管理を行うこととして事業を進めてまいりました。

このたび、本年度末をもって小水力発電施設の整備が完了し、当初からの計画どおり、網走市、大空町、斜里町と本町が清里町に施設の維持管理について事務委託をするための規約を定める必要がありますことから、規約の内容について関係市町で協議することにつきまして地方自治法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

規約の内容でございます。第1条では本規約の目的、第2条では委託する事務の範囲、第3条では管理・執行の方法について、第4条から第7条では、委託事務に係る経費の負担とそれらに関する収支予算について規定してございます。また、第8条ではその他の事項について必要に応じて協議する旨を規定してございます。

施行期日は、令和4年4月1日としてございます。

なお、今後のスケジュールでございますが、清里町と本町を含む1市4町の議会にて御承認を頂いた後、各市町で公告を行い、地方自治法第252条の14第3項の規定で準用する同法第252条の2の2第2項の規定により北海道知事に届け出を出すことにしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

はい、4番、森浩議員。

○4番（森浩君）はい、4番です。

小水力発電の稼働が始まるということなのですが、年間どれぐらいの発電があって、発電の量を聞いてもちょっと分からないんですが、例えば、戸数にしたら何戸分ぐらい出るか。

あと、単価でどれぐらいで売れるものなのか。その、売れたお金はどういうふうな経緯をたどっていくのか、それをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

畔木産業課長。

○産業課長（畔木雅之君）はい。お答えします。

申し訳ありません。平均が、家庭で何戸分という計算はちょっとしておりませんので、総発電量でお話しさせていただきたいと思います。

年間総発電量につきましては、2万5千メガワットアワーということで、年間の売電量につきましては最大で7,300万円を見込んでおります。

なお、こちら、単価、FIT単価というんですけども、固定買取価格の単価につきましては29円ということで、算定してございます。

なお、これら、御質問にありましたこれらの収入受けまして、その後ですね、支出の予定につきましては、清里町の従事職員の人件費を含めた、発電施設の運営費、修繕引当金や、災害準備積立金等を除きまして、残り2,500万円から約2,900万円を想定しておりまして、これらについて単年度で畑かんの協議会へ交付されるものと予定してございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

○4番（森浩君）はい。

○議長（坂田秀昭君）はい、4番、森浩議員。

○4番（森浩君）ちょっと聞き漏らしました、ごめんなさい。

冬季間、これはどうなの、まさかの休むっちゃうわけではないかと思えますけれども、冬季の問題とですね、あと……。ちょっとごめんなさい。ちょっとそこまでをお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

畔木産業課長。

○産業課長（畔木雅之君）はい、冬季間の発電の御心配のことかとございます。

冬季間、確かに議員の御指摘のとおりですね、ダム貯水機能については夏季間よりも当然落ちます。ただしですね、ダムの発電の現在工事を始めてるところなんですけども、取り口の位置を基本的には低くしておきまして、ダムの水位がある程度低くなくても、またですね、ダムの水量が減ることによって、当然落下するときの水圧のほうが下がってくると思うんですけども、基本的に圧力によって発電するものではなくて、ある程度、少量でも水が流れていれば発電する仕組みというふうに説明を受けております。

なお、基本的にですね、ダムの発電期間については現在計算しております7,300円の収入、これの基本となる部分につきましては、年間約60日が貯水期間が賄えないと、水が足りない時期を想定して60日間は発電できないものとして算定してございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

○4番（森浩君）はい。

○議長（坂田秀昭君）はい、ほかに。

○8番（更科浩司君）はい。

○議長（坂田秀昭君）はい、8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）はい。8番。

同じくこの発電の関係だったんですけど、今北電と契約してこの金額だと思うんですけど、これは何年間なんですか。例えば、太陽光だと20年たつと半額になるとかってありますけど。その辺を教えてくださいいただけますか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

畔木産業課長。

○産業課長（畔木雅之君）はい。FITとの契約期間のお話だと思います。

FITの契約につきましては、先ほど御説明に上げましたとおり、単価キロワット29円という単価で、売電開始以降20年間ということで、契約期間のほうは設定してございます。この後、20年経過した後につきましては、環境省のほうからの提案にもよると思うんですけども、今後の検討課題という形になるのかと思っております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

○8番（更科浩司君）はい。

○議長（坂田秀昭君）はい、ほかに。6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）先ほど、ダムの発電ができない期間が60日間あるということでございますけども、その発電ができないという、その緑ダムの貯水のための森林面積がたしか、30ヘクタールか、それぐらい広大な、広大っていいと思うんですが、森林があるということによって設置していると思うんですが、その意味で発電できないというのは、主なその理由について御説明していただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

畔木産業課長。

○産業課長（畔木雅之君）はい。御質問にお答えします。

60日間、小水力発電稼働できない時間を想定しているということなんですけども、こちらについてなんですけども、こちら水量の問題ということもあるんですけども、基本的には河川維持水量、こちら清里町さんのほうで管理してるんですけども、そちらの河川維持水量を守らなければならないということで、例えばダムの水のほうがいっぱいでもたくさん流してはいけなかったり、あ、逆ですね。最低限この水量が流し続けなければ河川の機能を維持できないという水量が決められておりますので、それらの水量は流さなければならないと、いうことがあります。

また、あちらの河川ですね、サケ・マスが遡上する河川ということもありまして、貯水してはいけない期間ということが、まあ漁協さんとの協議もありまして、定められております。

それらを積み上げたもので60日という想定をしていると聞いております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

○6番（工藤孝一君）はい。

○議長（坂田秀昭君）はい、ほかに。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第49号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第49号、原案のとおり可決されました。

◎議案第50号

○議長（坂田秀昭君）日程第18、議案第50号、スクールバス交換事業にかかる契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）はい。ただいま上程されました、議案第50号、スクールバス交換事業にかかる契約の締結について御説明申し上げます。

議案34ページと資料の「入札及び契約状況表」を御覧願います。

本件の入札につきまして、令和3年8月30日、地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行ったところであります。

入札の結果、資料のほうに記載のとおり、有限会社小清水農機車輛工業が2,237万504円、消費税込み金額2,461万2,830円をもって落札しました。

以上のとおり、落札者が決定しましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第50号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第50号、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時36分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

◎同意第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第19、同意第2号、副町長の選任についてを議題といたします。
説明を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）ただいま上程されました、同意第2号、副町長の選任について御説明申し上げます。
現副町長の鈴木祐之氏は、平成29年9月28日に就任されて以来4年間、私のよき補佐役として本町行政の円滑なる運営に全力を尽くし、その職責を果たしてきたところではありますが、本年9月27日をもって任期が満了となりますので、引き続き同氏を副町長に選任いたしたく、本案を御提案申し上げた次第でございます。

鈴木祐之氏の経歴等につきましては、既に御承知のことと存じますので、省略をさせていただきますが、今日新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、地方自治体にはこれまで以上に主体性と責任ある行財政運営が求められております。このようなときに当たり、本町の山積する課題や行財政に精通し、また職員からの信頼も厚く、副町長に最適任と思っておりますので、再任について御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。

同意第2号、本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、同意第2号、原案のとおり同意と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時39分

再開 午後2時41分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

◎同意第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第20、同意第3号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
説明を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）ただいま上程されました、同意第3号、教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

現委員の鈴木君子氏におかれましては、平成29年10月に就任されて以来1期4年にわたり、本町の教育行政に御尽力を頂き、今年30日をもって任期満了となるところでございます。

つきましては、引き続き同氏を次期委員に再任いたしたく、本案を御提案申し上げた次第でございます。

鈴木氏の経歴につきましては、別途履歴書をお配りしておりますので、御紹介は省略させていただきますが、人格は極めて円満で、教育・学術及び文化の振興に関しましても優れた識見と熱意を有している方であり、教育委員として適任と存じますので、再任について御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。

同意第3号、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、同意第3号、原案のとおり同意と決定されました。

◎認定第1号 及び 認定第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第21、認定第1号及び日程第22、認定第2号、令和2年度小清水町各会計歳入歳出決算認定について、令和2年度小清水町各事業会計決算認定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）ただいま上程されました、認定第1号、令和2年度小清水町各会計歳入歳出決算認定及び、認定第2号、令和2年度小清水町各事業会計決算認定につきましては、別紙監査委員の決算意見書をそれぞれ添えて上程いたしますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

併せて、説明資料としまして別冊の主要施策成果調をお手元にお配りしておりますので、参考にさせていただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）重成代表監査委員から、決算審査の意見について説明を求めます。

○代表監査委員（重成一男君）決算審査を行いましたので、その結果について御説明を申し上げます。

審査につきましては、8月4日、5日の2日間にわたり、鬼塚監査委員と実施いたしました。

審査の方法につきましては、例年同様、町長から提出された歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支比率に関する調書、財産に関する調書、基金に関する報告書、関係帳簿などの数値の正確性、適法性、財政収支及び予算の執行状況について審査を行ったところでございます。

審査結果につきましては、各会計決算書及び基金の運用状況とともに、計数に誤りはなく、適正に表示されており、法令に義務づけられたものが具備されておりました。

したがいまして、毎月実施しております出納検査により確認している金銭の出納と併せ、各会計決算残金、歳入歳出外現金の保管及び基金の運用状況について適正に執行されたものと認めたとところでございます。

それでは、意見書に沿って、かいつまんで御説明いたします。

まず、各会計決算審査意見書3ページの一般会計でございますが、歳入総額は66億6,728万2千円で、前年度と比較して8億2,625万5千円の増、歳出総額は64億3,065万円で、前年度と比較して8億4,896万6千円の増と、歳入歳出とともに前年度を上回っております。

次、4ページの歳入の増減でございますが、増加の大きなものとしては、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る国庫補助金、地方交付税及びふるさと納税寄附金、減少の大きなものとしては、基金繰入金、繰越金となっております。

町税の決算額は、6億4,378万9千円で、前年度より2,224万4千円の増となって、内訳は、町民税が1,335万3千円増の3億491万円、固定資産税が922万円増の2億8,111万8千円、軽自動車税が70万7千円増の2,175万1千円、町たばこ税が84万8千円減の3,563万7千円、入湯税が18万8千円減の37万3千円、となっております。

収入率は、98.27%で、前年度の98.47%から、0.2%減少しております。

未収額は、1,092万円で前年度より169万9千円増加しております。

5ページ、税外収入の決算額は6,799万円で、前年度より875万1千円の減となっております。内訳は、保育料が幼児教育無償化により975万7千円減の677万8千円、公営住宅使用料が26万8千円減の4,013万9千円、教職員住宅・地域特別賃貸住宅貸付料が107万6千円増の1,771万9千円、学校給食材料費収入が19万8千円増の335万4千円となっております。

収入率は98.05%で、前年度の97.98%から0.07%上昇しております。

未収額は135万4千円で、前年度より23万1千円減少しております。

次に、6ページ中段の基金の状況でございますが、一般会計の年度末現在高は34億6,083万5千円で、前年度に比べ309万4千円、0.1%の減となっております。

次の地方債の状況につきましては、年度末における残高は60億8,701万円で、前年度と比べますと6億147万1千円の減となっております。これは、畑総事業に係る過疎対策事業債などの大型事業の起債の償還によるものです。

次に、7ページ、債務負担の状況につきましては、年度末残高が21億6,348万1千円で、前年度と比べますと、6,177万6千円の増となっております。

地方債残高と債務負担行為額を合計すると82億5,049万1千円となり、前年度より5億3,969万5千円減少しております。

次、8ページ中段の主要財政指数等でございますが、財政力指数は0.22で、前年度と比べ0.001ポイント上回っており、経常収支比率につきましては、83.6%で、2.7%下回り、公債費負担比率につきましては、21.5%で2.4%下回り、起債制限比率につきましては、10.2%で0.2%下回っております。

経常収支比率につきましては、目安となる80%を平成28年度から超えている状況が続いておりますので、引き続き指標の推移に留意し、健全な財政運営に努めていただきたいと思います。

予算執行率及び事務手続等については、おおむね良好に執行されており、特に申し上げる事項はございません。

次に、9ページの国民健康保険特別会計でございますが、歳入総額は8億3,961万円で、前年度より6,428万1千円の減、歳出総額は8億531万4千円で、前年度より5,685万1千円の減と歳入歳出とともに前年度を下回っております。

10ページ、歳入の保険料のみの決算額は2億6,566万7千円で、収入比率は97.84%、未収額は550万5千円で、前年度より118万4千円増えております。

歳出については、11ページになりますが、被保険者数の減少及び医療費の抑制により保険給付費が4,400万8千円の減、国保事業費納付金は1,268万5千円の減となっており、歳出全体では前年度を5,685万1千円下回り、歳出決算は、予算現額8億4,134万円に対し、支出済額8億531万4千円、予算現額に対する支出割合は95.7%で、適正に執行されております。

また、基金1千万1千円の積立てを行っており、国民健康保険事業の基盤の安定が図られたものと評価しているところでございます。

今後においても余裕を持った会計運営を目指し、努力されることを望んでおります。

次に、12ページの後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入総額は9,610万1千円で、前年度より623万8千円の増、歳出総額は9,586万7千円で前年度より696万1千円の増と歳入歳出ともに前年度を上回っております。

次、13ページ、歳入保険料の決算額は7,153万6千円で、前年度より635万8千円増加、収入率は100%となっております。歳出については特に申し上げることはございません。

次に、14ページの介護保険特別会計でございますが、保険事業勘定で歳入総額は5億4,916万1千円で、前年度より292万9千円の減、歳出総額は5億3,475万円で前年度より2,669万7千円の増となっております。

次、サービス事業勘定の決算額は歳入歳出ともに2,056万2千円で、前年度より58万6千円減少しております。

16ページ、歳入の介護保険料の決算額は、1億89万6千円で、収入率は99.9%、未収額は9万7千円となっております。

サービス収入の決算額は589万8千円で、収入率は100%となっております。

以上が決算審査の概要でございますが、最後のページに記載のとおり令和2年度の決算につきましては、昨年度同様に新型コロナウイルスの影響によって、年度末の事業などの中止から歳出において不用額が目立つ決算となっているものの、おおむね適正に執行されたものと認めたところでございます。

一般会計と特別会計の決算総額は、歳入が81億7,271万6千円で、歳出が78億8,714万3千円で、翌年度繰越額の4,490万5千円を差し引いた実質収支額は、2億4,066万8千円の黒字となったところでございます。

次に、町税につきましては、6億4,378万9千円で、前年度より2,224万4千円の増、税外収入は6,799万円で875万1千円の減、3特別会計の保険料合計は4億3,809万9千円で、456万2千円の増となっております。

収入率は町税が△0.21%の減少、税外収入は0.07%上昇、特別会計保険料は、0.24%の減少となっておりますが、町税は3か年連続の減少で、未収入額も増加が続いており、特に軽自動車税の収入率は過去においても最も低い数字となっております。

国民健康保険料の収入率は97.84%と2か年で減少し、未収入額は2年前の倍以上の550万4千円と大きく増加しております。

保険料の滞納は保険証の有効期限や調整交付金にも影響いたしますので、保険制度に対する理解と納付意欲の向上を努めるとともに、町税等に対する認識を高め、町民負担の公平性の維持に向け、さらなる徴収の強化をお願いいたします。

次、一般会計における指標でございますが、経常収支比率、公債費負担比率ともに減少しておりますが、それぞれ一定の目安となる数値を引き続き超過していることから、現在進められております農業拠点施設や複合庁舎などの大型事業により、今後も難しい財政運営が求められるものと思っております。

続きまして、簡易水道と農業集落排水の事業会計について、説明いたします。

両会計とも令和2年4月より公営企業会計に移行し、初めての決算となるため、本意見書において、前年度との比較ができない事項については、当該年度の数字のみの記載となっております。

各事業会計決算審査意見書2ページになります。

最初に簡易水道事業会計でございますが、経営成績については、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は、△9,798万6千円で、他会計補助金等の営業外収益等により、当年度純利益は817万1千円となっております。

業務実績は給水戸数が前年度より7戸増の1,966戸、普及率は95.7%となっております。事業収益は1億9,322万1千円で、営業収益の大半を占める水道使用料の現年度収納率は99%で、未収入額は85万6千円となっております。

次に、6ページの農営集落排水事業会計でございますが、経営成績については、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は、△1億352万9千円で、他会計補助金等の営業外収益等により当年純利益は1,025万円となっております。業務実績は水洗化戸数が1,454戸、処理区域内人口普及率は97.1%となっております。事業収益は1億7,806万9千円で、営業収益の大半を占める農業集落排水使用料の現年度収入率は98.6%で、未収入額は87万4千円となっております。

以上が事業会計の決算審査の概要でございますが、令和2年度より公営事業会計に移行され、前年度までと全く違った経理方法に担当者の苦慮も見受けられますが、財政状況の明確化による経営の効率化に向け、複雑な公営事業会計事務の習得に努力をお願いしたいと思います。

各使用料金の未収金については、使用者の負担の公平性や健全財政確保の上から、引き続き積極的な解消に努めていただきたい。未処分利益剰余金については、公営企業原則に基づき対応をお願いいたします。

今後、両事業においては、利用者の減少と各施設や管路の更新等による経費の増加など経営環境は厳しいと推察されます。

上下水道は生活に欠かすことのできないものであり、今後も引き続き住民生活の向上に向け、長期的で健全な事業運営に努力をお願いいたします。

以上が決算概要でございますが、全体を通じ、高齢化と人口減少に伴う様々な行政課題に対処するには、将来につながる事業の選択と集中が重要になってきますが、次世代に過度の負担を強いることのない持続可能な財政運営に努められることを切に願い、決算審査の意見とさせていただきます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）各執行機関及び監査委員に対して質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件につきましては、議長及び監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、本件については、議長及び監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長を議会運営基準に基づき、議長から指名することにいたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員長に高橋隆文議員、副委員長に工藤孝一議員を指名いたします。

お諮りいたします。決算審査特別委員会が終了するまで休会にしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、決算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

◎散会の宣告

○議長(坂田秀昭君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって散会といたします。

(午後3時05分)